

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>総務常任委員会会議録</b>			
日 時	平成16年9月22日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時28分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、秋山副委員長、山田・横田・上野・菊地・小前・佐々木(勝) 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、小前委員、佐々木勝利委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽グランプリ構想特定地域プロジェクトチーム会議の開催について」

(総務)企画政策室迫主幹

6月に内閣総理大臣から認定されました小樽グランプリ構想にかかわります地域再生計画に基づく特定地域プロジェクトチームを設置し、9月6日に第1回目の会議を開催いたしましたので、報告いたします。

国は地域再生の支援措置の一つとして、国の地方支分部局の担当者などからなる特定地域プロジェクトチームを編成し、地域と一体となってプロジェクトを実現することを支援することとしており、小樽市といたしましては、小樽グランプリ構想の実現に当たりまして、さまざまな課題の解決が必要となることから、地域再生計画によってこの特定地域プロジェクトチームの編成を国に求め、認定を受けたものであります。

このたび発足しました特定地域プロジェクトチームは、国が定める設置要領に基づき小樽市が設置し、小樽グランプリが公道を使ってレースを実施するため、安全対策や交通規制などが必要となることから、国道や道道等の道路管理者や、レースを観光振興や関連産業の誘致など地域の活性化につなげたいことから、北海道運輸局や北海道経済産業局などにメンバーとして参画をいただき、総勢12名で編成し、これに交通管理者である小樽警察署にオブザーバーとして参加をいただきました。今後、このチーム会議では、小樽グランプリを安全性や地域振興などの面から議論いただくこととなりますが、小樽グランプリ推進協議会では、まず電気自動車を使った公道レースを考えておりますことから、当面、このレースの実現に向けて課題の解決を図ってまいりたいと考えております。

委員長

「新行政改革実施計画の主な実施項目と財政効果について」

(総務)田中主幹

それでは、平成15年度における新行政改革実施計画第2次改定の主な実施項目と、平成13年度から平成15年度までの実施状況の概要と財政効果額について報告いたします。配布資料をご参照いただきたいと思います。

まず、平成15年度の主な実施項目といたしましては、(1)事務事業の見直しでは、2小中学校の余裕教室の有効活用として、小樽市学校施設活用方針案を策定し、3事務処理方法の見直しとして、市民税課でオンラインソフト増設により、窓口対応の迅速化を図りました。

(2)時代に即応した組織・機構の見直しでは、7組織・機構の見直しとして、市民部では交通安全対策課と消費生活課を統合し、生活安全課とし、福祉部では高齢社会対策室管理課と同室高齢・福祉課を統合し、同室高齢・福祉医療課といたしました。土木部では用地対策室と管理課の業務を再編し、用地管理室としたほか、公園課で2係を統合いたしました。9病院の統廃合として、新市立病院基本構想を策定し、11サービスセンターの充実・強化と連絡所の見直しとして、昨年から実施いたしましたワンストップサービスの取扱項目に1項目を追加し、14消防出張所の適正配置等として、消防署所及び職員の適正な配置計画を実施し、15小中学校の適正配置として、小学校適正配置の地域説明会を実施いたしました。

(4)定員管理及び給与の適正化では、18職員数の削減として、前年度の4月1日現在の比較で51名を削減し、19給与制度等の見直しとして、特別職の給与について、市長10パーセント、助役12.8パーセント、教育長6パーセントに拡大して削減するとともに、管理職手当についても継続して削減したほか、薬剤師の初任給基準を引き下げ

ました。

(5) 人材の育成と多様な人材の確保では、22国・道との積極的な人事交流として、北海道との交流派遣を継続実施しました。

(6) 行政の情報化と行政サービスの向上では、30庁内LANの整備として、庁内LAN接続のパソコンを業務で使用する職員については1台の割合で配置し、業務の効率化を図り、31子育て支援策の充実として、延長保育、保育とりわけ事業等を2か所で拡大したほか、保健所での10か月健診時に絵本を手渡す、いわゆるブックスタート事業を実施しました。

(8) 経費の節減・合理化と財政の健全化では、36公用車の削減として、用地対策室及び公園課の公用車をそれぞれ1台削減し、38市税等の収納率向上対策として、管理職及び賦課担当職員191名による電話催告を実施し、39遊休等資産の活用・処分の促進として、旧職員独身寮跡地など普通財産の土地、約1,976平方メートルを約6,200万円円で売却し、40民間への業務委託の推進として、国民健康保険のレセプト点検業務の一部の委託を実施し、41港湾引き船業務の民間委託として、4月から関連業務等の委託を実施しました。

(9) 公共施設の管理・運営等の見直しでは、44管理・運営の民間委託の推進として、総合体育館の管理をNPO法人小樽体育協会に全面的に委託しました。

(10) 公共工事のカット・縮減では、継続して技術基準等の見直し、設計手法の見直しなどを行いました。

これらの結果、平成13年度から取り組んできました新行政改革実施計画第2次改定の実施項目49項目のうち、42項目が実施済み又は一部実施済みとなり、項目数での実施率は85.7パーセントとなりました。また、平成13年度から平成15年度までの財政効果額は、累計で人件費の削減額が約26億2,400万円、収納率向上対策が約1,500万円、使用料・手数料の見直し分が約7億5,600万円、遊休等資産の処分が約2億8,300万円、その他が約7億7,600万円、合計約44億5,400万円となり、目標額17億円に対して達成率は262パーセントとなりました。

なお、行政改革の実施につきましては、現在、平成16年度から平成18年度までの3年間を実施期間とする第3次改定の実施計画に取り組んでおりますが、計画にないものにつきましても常に見直しを行い、改善に向けた取組を進めたいと考えております。

委員長

「台風18号の被害状況等について」

(総務)高野主幹

台風18号の被害状況について、9月22日9時現在で報告いたします。かいつまんで説明させていただきます。お手元の資料をごらんください。

被害状況につきましては、予算特別委員会で速報いたしました。その後、被害状況の精査を進めておりました。民間の被害につきましては、さきに1,399件と報告しましたが、市の施設関係、街路の倒木などが含まれているということで、そういう部分が333件入っています。さらに関係部局の報告内容に重複などがありましたので、整理しまして、現在は1,002件となっております。お手元の資料どおりです。

なお、その被害状況の中で、資産税課で家屋などにつきましては、現在、被害状況を調査しております。11日現在で、609件の客体のうち、323件を調査しました。その結果が、住家半壊11件、一部損壊243件、非住家の全壊2件、非住家の半壊5件、その他62件となっております。

なお、町内会にも家屋の被害状況の報告を求めていますので、また、市民からの申出もありますので、今後、調査対象は増えるものと考えております。

また、市の関係では木の倒れたケースが多くあり、公園、学校などで、およそ1,400本との報告を受けております。また、負傷者数、停電関係、避難状況相談件数につきましては、お手元の資料のとおりであります。

なお、各部局で民間施設などの被害状況等調査中のものもありますが、今月中には取りまとめる考えであります。

委員長

「土地開発公社における損害弁償金の減額について」

(財政)契約管財課長

小樽市土地開発公社の事業資金の一部が、平成7年度と8年度の2か年度にわたり、元職員により横領・着服され、いまだ返済されていない損害弁償金1,288万6,601円の一部をこのたび減額したことについて、報告いたします。

お手元に配布した資料に、当時の横領金額、経過等を記載してございますが、損害金の返済につきましては、文書での返済督促通知や訪問交渉などを粘り強く繰り返し行いましたが、誠意ある態度を示さない状況の中、具体的な返済計画も示されずに時間が経過したことから、このような状態を打開するため、法的手段による支払督促を平成15年5月26日、札幌簡易裁判所へ申立てしました。

公社の申立てに対し、元職員の異議申立てにより、裁判に移行し、最終的に15年9月30日に、札幌地方裁判所での和解になりました。和解の内容は、公社が損害賠償請求した額どおりの1,288万6,601円を元職員は支払う義務があることを認め、直ちに支払うという内容であります。この内容に基づき返済するよう、督促交渉を繰り返していたところ、本年2月23日、横領した元職員が、民事再生の一つであります給与所得者等再生の手続を札幌地方裁判所に申し立て、その再生手続開始の決定が3月4日に出されたと、同裁判所から当公社に通知されました。その後、5月18日には、再生計画案について裁判所が不認可の決定をすべき事由がある場合には、意見書を提出するよう、札幌地方裁判所から文書を受領しました。これに対して、公社として次のとおりの意見書を、6月9日、裁判所に提出しました。公社が有している債権は、当公社事業資金の一部を債務者が横領したものであり、この事件で元職員である債務者は、平成12年5月に、懲役2年6か月、執行猶予4年の有罪判決を受けているもので、今回の再生計画により債権が減額されることは受け入れがたく、全額の返済を求めました。しかし、意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はないとのことで、札幌地方裁判所は、再生計画を原案どおり6月15日に認可しました。この再生計画の認可により、当公社の債権であります損害額1,288万6,601円を1,031万1,123円減額し、差引き257万5,478円が債務者の返済額となったものであります。当公社としましては、債権が全額回収できなくなったことはたいへん残念であります。今後は、再生計画に基づく返済について、確実に債権が回収されるよう、努力していきたいと考えております。

委員長

「シックスクール検査について」

(教育)学校教育課長

シックスクール検査について報告いたします。

まず、資料は4枚ものになってございまして、1枚目が総括というか、概要でございまして、2枚目以降が結果及び内容ということであります。まず、シックスクール検査につきましては、平成14年から順次行っておりまして、今年で全校を終了したことになります。検査の対象校につきましては、小学校が25校、中学校が9校でございます。

検査期間、検査方法につきましては、この夏休み中の7月27日から8月6日の期間、パッシブ法という検査方法で行いました。これは、チューブ型の測定器に長期間空気を自然吸引させるものであります。したがって、30分以上教室を換気いたしまして、その空気を5時間以上密閉いたしまして、その密閉状態で24時間の測定を行っております。

検査物質におきましては6物質ございまして、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、それから今年から新しく適用になりましたエチルベンゼンとスチレンという6物質でございます。

対象教室と箇所でございますけれども、小学校におきましては普通教室、音楽室、図工室、パソコン室、屋内運動場の124か所、それから中学校におきましては、普通教室、音楽室、図工・美術室、パソコン室、屋内運動場の46か所、合計170か所を行いました。

この検査で、ホルムアルデヒドの基準値を超えた学校がございまして、それは小学校が24校ございます。その内訳といたしましては、普通教室が19教室、音楽室が23教室、それから図工室が10教室、パソコン室が13教室、屋内運動場が6か所の71か所であります。中学校におきましては、8校基準値を超えた学校がございまして、内訳は普通教室が6教室、それから音楽室が8教室、図工・美術室が6教室、パソコン室が6教室、屋内運動場はございませんでした。それとともにパラジクロロベンゼンという物質がありまして、その基準値を超えた学校は小学校で2校ございまして、普通教室で1か所、それから音楽室で1か所ということでございます。

この結果については、学校薬剤師会の所見、資料8に書いてございますけれども、今年の夏というのは例年にない猛暑といえますが、異常な高温の中で、24時間密閉状態による測定でありまして、機器設置時の平均室温なども30度前後となったため、このような高温時においては、古い建材においても、窓枠、それから扉、壁紙などの接着剤、塗料からホルムアルデヒドが発散するので、基準値を超えたところが多い結果になったということと、それから音楽室におきましては、防音対策で扉を閉めがちであるということや、吸音板、それから譜面板などから発散する。それから、パソコン室におきましてはパソコン本体、キーボードなどからもホルムアルデヒドが発散したと考えられるということでありまして、また、このパラジクロロベンゼンにおきましては、今回の高室温の中では、教室の近くのトイレで使用してございました芳香剤の残留成分が出たというふう聞いております。

これを受けまして、教育委員会としては学校薬剤師会と協議して、指導も受けたのですけれども、再検査を実施いたしました。再検査につきましては、基準値を超えたホルムアルデヒド、パラジクロロベンゼンについて行いました。これについては、検査期間は8月13日から8月23日の間に行っております。

検査方法としては、通常の授業に近い状態で行いたいということで、スクリーニング法という形で行っております。これは、チューブ型の測定器にポンプを用いて強制的に空気を吸引させるというものでございまして、30分換気をして、そのまま密閉状態で30分測定をしております。その結果、基準値を超えた学校は1校もなかったということでございます。

学校薬剤師会の所見においても、このような30分換気後の密閉状態の測定で、基準値を超えた箇所はなかったということから、換気の励行、特に休み時間など継続的に換気することにより、空気中の化学物質は大幅に改善されるという形が出ておりますので、学校への指導という形で薬剤師会からいただいております。そこにありますように、登校時に窓・扉を開放すること、それから休日明けの換気を徹底すること、授業中においても、できる限り窓・扉を開放すること、休み時間には必ず窓・扉を開放すること、換気扇のある教室では、部屋を閉めきらなければならない場合には、必ず換気扇を回すこと、また、使用頻度の低い特別教室、屋内運動場においても常時換気することということで指導を受けてございますので、教育委員会といたしましても、これを受けまして、各学校にこの旨を通知するところでございます。

結果の一覧表について、説明をいたしたいと思っております。

一覧表一番左の方が学校名、それから教室名、平均室温というふうになってございます。それから、HCHOというのはホルムアルデヒドというものでございます。1回目と2回目の検査結果が出ております。それから、トルエン、キシレン、それからP-ジクロロというのがパラジクロロベンゼンということでございます。それから、エチルベンゼン、スチレンというふうになってございます。それぞれの基準値というのが、ホルムアルデヒドが100マイクログラム/立方メートルといいますが、100ppmを抑えていることとしております。トルエンにつきましては、260マイクログラム、キシレンにつきましては870マイクログラム、パラジクロロベンゼンにつきましては240マイクログラム、エチルベンゼンにつきましては3,800マイクログラム、それからスチレンにつきましては220マイクログラムということでございます。

委員長

続きまして、本定例会に付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第26号について」

(財政)市民税課長

議案第26号小樽市税条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。平成16年4月1日施行の地方税法の一部改正に伴う改正と所要の改正についてであります。

16年度課税分に係る改正については、既に専決処分により改正を終えておりますので、残る改正の概要についてであります。

まず、17年度課税分に係る改定であります。均等割の納税義務を負う夫と生計を一つにする所得を有する妻の均等割の非課税措置の廃止及び対象者の捕そくが困難なため、均等割の税率の軽減制度を廃止するものであります。なお、均等割の非課税措置の廃止により課税される税率は、17年度に限り市民税1,500円、道民税500円の合計2,000円、18年度以後は市民税3,000円、道民税1,000円の合計4,000円となります。

次に、土地等譲渡所得及び株式等譲渡所得についてであります。双方の市場の活性化及び譲渡所得の課税バランスを図るため、それぞれ課税の特例の見直し、対象範囲の拡大及び税率を引き下げるとともに、土地等の長期・短期譲渡所得に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度を、それぞれ廃止するものであります。

次に、18年度課税分に係る改正であります。年齢だけを基準に高齢者を優遇する制度を見直し、高齢者に対しても担税力に応じた負担を求める観点から、老年者控除を廃止するものであります。なお、条例改正を必要としますが、公的年金等に係る所得控除額140万円は120万円に引き下げられております。

委員長

「議案第33号について」

(財政)契約管財課長

議案第33号不動産の譲与について説明いたします。

このたび信香町会に対し譲与いたします。小樽市信香町243番ほか2筆に所在する227.34平方メートルの土地は、当町会が所有する信香町内会館が建っている土地であります。この会館の土地は、もともとは北海道が所有する勝納川の河川敷地であり、昭和60年当時、北海道から町会に対し、当該土地を取得してほしい旨の要請がありました。町会としては、取得したいものの町会の財政が厳しいことから、特例措置がないものか、市に相談がありました。市は北海道小樽土木現業所に打診したところ、市が公共用として取得し、町会に無償貸付けすることを条件に、減額で譲渡できるとの回答がありましたことから、昭和61年3月に、市が北海道から当該土地を購入したものであります。なお、購入費の全額は、町会から寄付を受けております。

購入したこの土地は、昭和61年4月に、市と町会とで無償貸付契約を交わしており、また、北海道との契約で定められております譲渡禁止期間の7年を経過した後に、当町会からの譲与の希望があるときは、議会の議決を経た後、所有権を移転するとの覚書を交わしております。本年5月に、当町会が認可地縁団体として法人化されたことに伴い、譲与の要望がありましたので、このたび当町会へ譲渡いたしたく議決をお願いするものであります。

委員長

「議案第37号について」

菊地委員

議案第37号小樽市非核港湾条例案の提案説明を簡単にします。

来年は被爆60年を迎えます。核廃絶に向けた世界の取組が大きく広がっています。核廃絶を願う世界世論が、来年5月ニューヨークでの核不拡散条約再検討会議に向けて行動を起こしています。核保有国には2000年の核不拡散条約再検討会議での明確な約束を実行する責務があり、日本政府のように核保有国の核抑止政策に依存している国は、核の傘から離脱し、非核三原則を高く掲げ、行動に踏み出すことが求められています。小樽港に核を積み込んだ艦船の入港を認めない、その意思表示をすることが、これらの行動と大きくつながっていく一つの行動であるこ

とを訴え、提案説明とします。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会の順といたします。

共産党。

-----  
菊地委員

平成16年度の税制改正のポイントについて

今、議案として説明されました16年度の税制改正の主な取組とその理由について、もう一度説明していただいでよろしいでしょうか。

(財政)市民税課長

平成16年度の税制改正のポイントについてであります。まず個人市民税の非課税の範囲の改正であります。生計同一の妻だけがいくら所得を得ていても、均等割が非課税とされている現状において、税負担の公平の観点から、この非課税措置を廃止したと理解しております。

なお、所得金額が一定金額以下の専業主婦等には引き続き課税されません。

次に、合計所得金額が1,000万円以下の方に適用されている老年者控除の廃止についてであります。高齢者の状況は健康状態、経済力等に応じて多様であり、年齢だけで高齢者を別扱いする制度について、見直しの必要性が指摘されておりました。老年者控除が65歳以上の大部分の方に適用され、実質的に年齢だけを基準に高齢者を優遇する制度になっていたため、税負担の公平を図るため、高齢者に対しても担税力に応じた負担を求める観点から、老年者控除を廃止することとなったと理解しております。

次に、土地等譲渡益課税についてであります。土地等市場の活性化に資する観点から、株式等譲渡所得に対する課税システムとのバランスを図るため、譲渡所得に対する課税の特例の見直し、対象範囲の拡大及び税率の引き下げ、株式等譲渡所得と同様に、他の所得との損益通算を廃止するものと理解しております。

次に、株式等譲渡所得についてであります。株式市場の活性化に資する観点から、土地等譲渡所得に対する課税システムのバランスを図るため、課税の特例を見直し、対象範囲の拡大及び税率を引き下げるとともに、適用年度を延長したものと理解しております。

以上、主な改正ポイントであります。

菊地委員

老年者控除の廃止なのですけれども、バランスをとるとか、そういうことを言っていますけれども、実際、小樽市で老年者控除が廃止されることによって、市・道民税の個人負担がどれだけの人にかかっていくのか、それから市税全体の影響について説明していただけますか。

(財政)市民税課長

老年者控除の廃止は18年度課税からとなっております。それで、16年度課税状況において、公的年金等に係る老年者へ課税した人数という項目があります。つまり、老年者控除を受けても、所得割額が課税されている方ということになりますので、こういう方々が結果的に課税対象者となります。その方々が約3,500人おりました。そこで、老年者控除の額というのが48万円ということで、この控除額がなくなるということになります。そうしますと、単純に課税標準額が48万円増加するということになりますので、まずこれに係る部分、その人の1人当たり市民税約3パーセント課税になっておりますので、それを掛けますと、1万4,000円ほど上がるということと、それと全体的に3,500人おりましたので、48万円掛ける3,500人、それと最低市民税3パーセントになっておりますし、今定率減税が15パーセントでございますので、それらを加味しますと、約4,200万円程度が市全体の中で税収が上がるとい

う予測をしました。

菊地委員

公的年金の収入にかかわって、所得税の非課税限度額について教えていただけますか。

(財政)市民税課長

先ほども申し上げましたけれども、非課税限度内の所得金額というのは125万円で、この金額の設定は変わっておりません。ですけれども、公的年金等の所得控除額が140万円から120万円に引き下げられるということになりますと、今まで年金収入だけでいきますと、現行266万6,667円までが非課税限度額の範囲となっております。ですけれども、それが140万円から120万円に引き下げられることにより、その金額が245万円に引き下げられます。

菊地委員

予算特別委員会でも新谷委員が質問したと思うのですが、これまで非課税限度額の範囲だった人が、今度は改正後に課税されるといった場合、市民税とか所得税、それだけにかかわらず、国民健康保険料あるいは介護保険料についても負担が出てくると思うのですが、その影響については調べてはいらっしゃいませんか。

(財政)市民税課長

まず、公的年金等控除額が引き下げられるということになりますと、先ほど言いましたけれども、非課税限度額が245万円まで下げられるということになります。266万6,667円から245万円の間の方が所得割額が課税されるということで、まず単純に市民税を課税される方が出てくるということになりますし、また、課税所得といいますか、所得金額が単純に20万円増えるということになりますと、その所得に関係して出てくるのは、国民健康保険料と介護保険料ということになります。その国民健康保険料につきましては、その差額が20万円となっておりますので、単純に計算しますと、約2万4,000円ほど国民健康保険料に影響が出ると聞いておりますし、介護保険料につきましては、第2段階から第4段階に移行する方、要するに非課税から課税されるという方が出てくると思います。その場合になりますと、今現在、第2段階ですと4万380円となっておりますので、その方が一番最大で課税されるということになりますと、6万7,300円ということになりまして、その差額が2万6,920円という負担増が考えられますし、この二つ、国民健康保険料と介護保険料合わせますと、約5万1,000円程度の負担増になるという試算はしております。

菊地委員

均等割のことなのですが、納税義務を負う夫と生計をともにする所得を有する妻に対する納税金額、課税される場合の収入あるいは所得はどのくらいのものになるのかということについてお聞きしたいと思います。

(財政)市民税課長

パート収入などで収入を得ている妻の方につきましては、均等割の非課税限度額の所得というのがありまして、この所得が32万円となっております。それと、パート収入等に係る賃金に対しての所得控除額というのが65万円あります。この32万円と65万円を足しますと、97万円以下の収入であれば、これまでどおり引き続き非課税という状況になります。

菊地委員

市内ではどのくらいの方が課税されて負担増ということになるのか、その人数はわかるのですか。

(財政)市民税課長

この均等割の納税義務を負っている夫と生計を一つにする所得を有する妻ということになりますと、現在のところ、所得割額だけを課税されているという方がおります。要するに、この方というのがおよそ7,500人ありまして、この方々が一般的にこの均等割を課税される対象者だと考えます。そうすると、17年度分でいきますと、税率が半額の1,500円ということになっておりますので、全体で1,100万円程度の影響があるのかと。また、18年度以降になりますと3,000円ということになりますので、単純に倍の2,200万円の影響が出てくると考えております。

菊地委員

続いて、土地の譲渡所得とか株式の譲渡所得について、この負担増はどのくらいの影響額になるのかについてもお知らせください。

(財政)市民税課長

株式等譲渡所得につきましては、そもそも発生する件数が少ないということになりますので、年間でいえば二、三百万円程度の税収になっておりますので、これらの部分につきましては、私どもとしては発生主義といいますが、件数が少ないので試算をしておりません。ちょっと困難な状況になっております。

菊地委員

これは国で決まった地方税の改正に基づいてのさまざま出てくる影響ですので、なかなか地方自治体として、ではどうするかということにならないとは思いますが、全体としては市民に対するすごい課税、重税になるというふうに思います。その分、小樽市に入る税金が多くなるのかどうなのか、財政部長、これはどういうふうにとらえたらよろしいのでしょうか。

財政部長

ものによって17年度あるいは18年度課税ということで、今、市民税課長が話しました。それなりの数字は上げさせていただいておりますけれども、しかし小樽市全体のバランスで考えますと、税金が増えたら100パーセント小樽市が使えるというわけではなくて、地方交付税とのバランスでいくと、市町村の場合、いわゆる税額の25パーセントが留保財源ということなものですから、残りの75パーセントも影響がないというわけではないのですけれども、実質的にその増収によって使えるのは25パーセントということになります。ですから、全体にこれによって著しく小樽市の財政構造の好転に寄与するかといえ、一定程度はあるにしても、それほどこれによって明るい方向が見えるということにはどうもならないというふうに考えています。

菊地委員

そうすると、市民にとっては取られざんまいということになるわけで、私どもの立場としては、これは酷な状況だというふうに思っております。なかなか厳しい状況に、またなっていくのかというふうに思いまして、国に向けてもっと声を発していかなければならないというふうに考えます。

倒木の処理方法について

次に、防災対策について何点かお聞きしたいと思います。

実は、あちこちで木が倒れていて、倒木の管理ということで私も気になっていたのですが、今朝のテレビで、札幌市が倒木を市民に無償で提供するというふうに放映していたのですが、小樽市の倒木はどのように処理されるのかということについてお聞きしたいと思います。

(総務)高野主幹

小樽市の木の処理方法についてでございますが、現在、市の部局の各施設については、おおむね概数が出ているということで、他都市の例あるいは国の例なども含めながら、そういう活用も含めて、リサイクルも含めてどのようにできるか、これから詰めていきたいと考えております。

菊地委員

台風18号による消防職員の動員について

防災問題については、だいたい被害の状況は明らかになってきて、対策あるいは今後、さまざまな課題についての検討には、これから入ることになると思いますので、ぜひ検討していただきたいという立場から、実は消防の問題について、何点かお聞きしたいと思っております。お手元に資料も出させていただきましたが、本当にこれを見ると、消防職員の皆さんはかなり大変な勤務状態だったのだろうというふうに推察されるわけなのですが、これらの消防車、台数で33台、回数で96回出動しているわけなのですが、これらの具体的な中身で幾つか代表的なも

のについて教えていただきたいと思ひます。

(消防)警防課長

出動全体の作業内容でございますけれども、今回の台風では、消防といたしまして、7日から警戒態勢に入りまして、台風も接近し、火の用心につきまして、市内一円をパトロールしております。また、8日については、早朝からパトロール等をしております。8日9時には、本部員による予備車の編成をいたしまして、11時ごろから風が強くなりましたので、市内調査をするため全車出動させております。その中で予備車編成をいたしまして、一部交代を図りながら、災害対応に全力を尽くしたものであります。また、8日には広範囲な停電がありましたので、停電の周知と火災予防の広報をしております。また、翌9日においても、早朝から市内状況の調査を行っております。

菊地委員

一部非番の方も招集されていますけれども、この方たちもほとんど出動というか、勤務に当たったというふうに理解してよろしいですね。

(消防)警防課長

非番員の招集につきましても、当番員同様の作業を行っております。

菊地委員

それで、銭函、高島、塩谷、蘭島については、ここは非番招集されていないのですけれども、時間にしますと、例えば銭函では11時間、12時間、6時間というふうに出ていますし、高島でも12時間、出たり、戻ったりということはあったと思うのですが、こういうふうに出ているときは、署内というか、そこが空白になった状態があったと思うのですけれども、そのところに例えば市民から電話が来て、通じなかったとかという苦情等についてはいかがでしょうか。

(消防)総務課長

まず第1点目、銭函、高島、塩谷、蘭島に非番員の招集をしていないのではないかとこのご質問でございますが、これにつきましては、こちらの方にたまたま予備車等がございますことから、非番員の招集をすることはできなかったものでございます。

また、この出ている最中の電話対応等についてどうなのかというご質問かと思ひますが、私ども、直接この部分につきましても苦情等は受けていないところでございます。

菊地委員

それでは、当日勤務していた職員で、その時間帯、フルにさまざまな活動に携わってきたわけなのですが、休息あるいは食事をとる時間がどうだったのかということについてお聞きしたいと思ひます。

(消防)総務課長

当日の勤務者における休憩あるいは食事の関係についてのご質問かと思ひますが、なにせあのような状況下でございましたので、正規の時間帯での休憩をとることは、実をいいますと、なかなか困難であったことは事実でございます。ただ、ずっと出っ放しということではなく、たまに帰署しておりますので、その中で一部休憩を挟みながら、また、次の災害に対応したというようなことでございます。

もし、これが、この後長期に及ぶだろうというようなことが考えられましたときは、当然、食事のことや交代要員のことも視野に入れながら、次の態勢に移行していくということは、我々消防本部として当然の考え方でございます。また、たまたま今回につきましては、18時ごろをめぐりに、いったん帰署する指示を出すことができましたので、このような態勢で終了しているところでございます。

菊地委員

今、18時ごろ帰署するように指示を出したとおっしゃいましたが、すべてのところで帰ることができたのでしょうか。

(消防)総務課長

指示はいたしました。その後、区切りのつく災害対応がございますので、そのときに一齐に戻るということはできておりませんが、そのころから各隊、順次、帰署してきております。

菊地委員

一部には、食事をとる時間もなくて、かなり遅い時間になってから夕食をとることができたというような話も聞きますが、その辺についてはどのように把握していらっしゃいますか。

(消防)総務課長

委員ご指摘のとおり、このたびのこの災害対応の中で、どうしても次から次と災害現場での対応をせざるをえない消防隊がございました。これらの隊員につきましては、確かに決まった時間やかなり遅れた中での休憩や食事ということになりましたが、この対応につきましても、当日500件を超える119番通報等の中で、消防隊がまだ来ないのかと、早く助けてほしいという、そういうような通報の中で、当然、災害対応を最優先としたために、やむをえない処置であったのではないかと考えているところでございます。

菊地委員

本当に大変な状況の中で、市民の安全を守るために消防職員の皆さんが頑張ったということについては、心から敬意を表したいと思います。同時に、そういう状況であったからこそ、たまたま今度の台風の中では火事も起きずに、2次災害といいますが、大きな災害、これ以上の災害に至らなかったということは、不幸中の幸いだったというふうに思うのです。ただ、もしかしたらありえないことではない、また、そういうふうにして飲まず食わずというか、頑張った職員が、次の大きな災害に向けて、あるいは出なければいけなかったかもしれないということを想定したときに、休憩をきちんととりながら次に備えるという意味で、ここの非番招集していなかったところも、ある意味非番招集すべきではなかったのかというふうに私は思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

消防長

このたびの台風18号によります職員の動員につきましては、火災でいえば、3次出動態勢プラス4次出動の予備車の編成ということでございまして、第2非常配備をとったわけでございます。この中で、災害対応等含めて火災にも備えたと、こういうことでございます。

菊地委員

万全の態勢をとったというふうにおっしゃったと理解してよろしいのでしょうか。

消防長

消防本部といたしましては万全の態勢ということで、被害対応等を含めて、火災の予防広報はいたしましたけれども、出動隊をそろえまして火災にも備えたと、こういうことでございます。

菊地委員

結果として何もなかったから、その程度のことでおさまったというふうに私は思っているのですが、何が起きるかわからないということを想定した場合、防災としては非番職員をすべてというか、空になったところ、そこで電話に追われる対応、それからくたくたになった体で次のところに行かなくてもいいようなじゅうぶんな休息をとるための代替としての職員というものは必要だったのではないかとというふうに思うわけなのですが、これらのことも防災対策、次の課題に向けて検討するときには、ぜひ検討課題として入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

総務部長

防災対策の見直しですから、私の方からお答えします。

昨日も申し上げましたけれども、今回の台風によつての防災計画といいますが、それをいろいろな角度から見直す。特に今回は風の台風ということもありましたので、防災計画の中には、風に対するものがあまり記載がなかつ

たということもありますので、その風についてどうするかということを見直していきたいと思います。

それで、今、消防の態勢、消防本部の方からも説明していますように、通常の火災を想定した対策をとっていたということですから、それはそれなりでじゅうぶんな機能を発揮していたのだらうと思います。しかしながら、どういふことがあるのかというのがまさに防災の対策ですから、いろいろな角度から見ていきたいと思います。しかしながら、この防災計画の見直しというのもいろいろな条件がありまして、従前からずっと予測しろ予測しろと言われてはいますが、なかなか予測できないものもありますので、そこらも含めて、今後じゅうぶん検証していきたいと思っています。

菊地委員

ぜひじゅうぶんな検討をお願いしたいと思います。

広報おたるの発行と配布状況について

次に、広報おたるの配布についてちょっとお尋ねしたいのですが、現在の配布状況について、配布方法及び配布数についてお願いいたします。

(総務) 広報広聴課長

広報おたるの発行、また、その配布状況についてのお尋ねですが、9月現在でお答えいたします。

9月の発行部数が合計5万9,400部となっております。この発行部数の中で配布状況なのですが、原則としまして新聞4紙、道新、読売、朝日、毎日に折り込みで配布しております。この数が5万5,840部となっております。新聞をとっていない世帯への対応ということになりますが、それらについては、新聞折り込みセンターからの個別配布約990部を含めた1,289部を送付してございます。それ以外に総合案内であるとかサービスセンター、都通り商店街にありますふれあいプラザ、また、今年の6月からですが、コンビニ15店舗などに置くということで、2,271部をそれ以外の方法で配布してございます。

菊地委員

その新聞をとっていない人にセンターを活用してお配りするというのは、新聞をとっていない人すべてにということでしょうか。それとも、希望者とか申請した方とか、そういうふうに限定されているのでしょうか。

(総務) 広報広聴課長

新聞をとっていない世帯に対する配布については、私どもの方でもFM小樽ですとか、あるいは町内会の回覧板等で周知に努めているところですが、新聞をとっていない世帯からの希望を受けまして、その世帯には個別に配布しているという状況でございます。

菊地委員

さまざま苦勞なさっていることはわかるのですが、実は最近になって広報おたるが手元にないという方が3人、4人というふうに身近にいたものですから、このことについてちょっとお聞きしたいと思ったのですが、新聞折り込みをするようになったのはいつからなのでしょう。その前はどのようなふうにご手渡ししていたのかということについてはわかりますか。

(総務) 広報広聴課長

広報おたるにつきましては、ご存じのように、平成15年4月号から1本化されましたが、それ以前は広報おたると、それからお知らせ版の2本立てでございました。広報おたるにつきましては、創刊時の昭和25年5月から、新聞折り込みということになってございます。お知らせ版につきましては、創刊が昭和46年かと思いますが、当初は町内会での配布ということになりますが、その後、町内会での配布にさまざまな問題が生じた関係で、昭和63年の4月から、広報と同じように新聞折り込みということで、月2回発行の両方が新聞折り込みとなってございます。

菊地委員

広報で市民が一番知りたい情報、制度の問題とか、あるいは公営住宅の申込みとかということについて知りたい

という要求というか、広報については発行規則の中で、市内の全世帯に無料で配布するものとするというふうになっています。原則、本当にすべての世帯に届けられるべきものだというふうに思うのですけれども、なかなか大変だとは思いますが、まだ手元に届いていないという方が実際いらっしゃいますので、すべての世帯に届くような方法を、またぜひ考えていただけたらというふうに思うのですが、あるいはまた、町内会に配布をお願いするとかという協力を求めることは無理なのでしょうか。

(総務) 広報広聴課長

町内会を通じての配布といいますのは、町内会の役員不足とか、あと配布の定時性を守るためにも難しい点があるかと思いますが、町内会を通じて広報の届いていない世帯についての周知といいますか、情報収集についてはご協力いただけるかと思いますが、我々も町内会の回覧板などを通じて、広報の届いていない世帯についてはご一報願いたいということで、やってまいりたいと考えております。

菊地委員

意外と市のお知らせというのは、回覧板などではけっこう地味で目立たないような感じがするので、色を使うとか、ショッキングなというか、目を引くようなお知らせ版をつくって、ぜひ皆さんに周知していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長退任に当たって小樽市の教育について

教育長が退任されるということで、まずは、この間の小樽市の教育のためにいろいろ頑張ってきたことに心から敬意を表しますとともに、退任されるに当たりまして、小樽市の教育に対して託していきたいこととか、そういうことのご所見をぜひいただければと。そのご所見の下に、また、私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

教育長

まだ教育長としての仕事を続けている最中ですので、振り返ることはなかなか難しいわけですが、若いころに5年目ぐらいのときに、道立教育研究所で研修をしたことがあります。そのときに大きな講堂の天幕がかかっておりまして、その中に教学半ばなり、教えることと学ぶことは半分ずつだという意味の中国の古典の書経からの文字が掲げられており、1週間の研修が終わってから、ずっとそのことを考えていたのですが、教学半ばなりというのを物の本で調べてみますと、それは教える人が教えるためには学ばなければいけないという意味なのだ、というふうに書いてありました。なるほど、学ばなければ教えることはできないというふうに考えておりますが、子どもたちを教えているうちに、子どもたちから学ぶことの多いことに気がつきました。教える人と教わる子どもたちとは、半分ずつ力を合わせて教室を築いていくのだと、そういう意味もあるのだというふうに感じます。

今、小樽では先生方が一生懸命勉強して、学校のために力を尽くしています。教育はようやく地域に開かれようとしています。保護者の方も、子どもをかわいがるだけではなく、学ぶ、教えるという、そういう気持ちを持って、子どもたちに必要なことはどんどん教えていくということが、もう少し広がっていけばいいと。教育委員会、教職員、そして大人たち、みんな努力しておりますので、小樽の教育の将来は本当に明るいと、そういうふう実感できると、そう考えています。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

小前委員

終戦記念日のサイレンについて

まず、防災関連で質問させていただきます。

毎年、終戦記念日の8月15日の正午に1分間だけ、消防団と消防職員に向けて、吹鳴信号の警防のサイレンを鳴

らしているということなのですけれども、私は存じ上げませんでしたのですけれども、この目的は何でしょうか。

(総務)高野主幹

8月15日、毎年ということではありませんで、基本的には8月15日は終戦記念日ということで、戦没者の弔いということで1分間、消防でサイレンを鳴らしています。今回、私どもで、消防のサイレンがどこまで届くのかということで、調査させていただきました。消防団の方あるいは市の職員の一部にやっていただいたのですが、通常よく他都市などで防災無線とか、双方向でサイレンを鳴らしたりして、危機を伝える、避難を伝える、避難してほしいということをやりますが、小樽市にはありません。小樽市の場合にはどういう伝達方法があるかという、FM小樽だとか市の広報あるいは消防のサイレンというのがあります。消防のサイレンについて、これまでどこまで聞こえるかということもやっておりませんでしたので、ここで小樽市内の状況あるいは海岸線について、そこを押さえまして、防災の方で、まずそういうサイレンが鳴るということをご皆さんにわかっていたいただきながら、届かないところをどのようなことで周知するか、緊急時に周知できるかということの目安をつけるために、今回調査をしております。

小前委員

今回の風台風で、このサイレンの重要性を改めて感じたわけですがけれども、聞こえないところにはどうされるおつもりでしょうか。

(総務)高野主幹

今、ちょうど調査を終わりました、その後、台風が3回ぐらい来まして、集計等とれておりませんが、聞こえるところを押さえる、そしてそれ以外のところを優先的に啓もうする。優先順位をつけて、例えば海岸線ですと、銭函の消防署で津波のおそれがあると、サイレンを鳴らす。そうしたら、天気によりますけれども、どこのエリアまではだいたい聞こえると。それ以外のところを先に広報車を回すという考えで、そういうスタンスができればということをご理想に持ちながら、今、調査しているところであります。

小前委員

停電時の携帯電話利用について

次に、それでは聴覚障害者の手話の会からのご相談を受けましたのですけれども、先日の風台風で停電になりました、ファクスも使えない、それから室内蛍光灯のパトライトというのも点滅しなくなって、非常に安否確認のために苦労したというお話を伺いました。有珠山の噴火を機に、洞爺湖温泉ではKDDIとボーダフォンは通話料を安くしてくれるというシステムがありますそうで、ほとんどの身障者に携帯電話を持たせたというようなお話も聞いてございます。こういう非常時には、非常に携帯電話が効力を発揮しますので、今回のことから、身障者の方にも携帯電話の機種を安くして、通話料も安くするような働きかけをお願いできないでしょうか。

総務部長

地域福祉課の方で所管してございます。所管ではございませんので、概括的な説明になりますけれども、今回、確かに停電によりまして、聴覚障害者にかかわらず、自宅のファクス・電話が通じないということが起きました。聴覚障害者の方にとってみますと、いわゆる携帯とのメールのやりとりというのは非常に画期的なことでありまして、今までは外に出ても、どなたかに頼んで電話していただかなければならないのが、もう携帯電話はそういう意味では、日常的により重要な用具になると聞いております。

ただ、現在、聴覚障害者の方の日常生活用具として給付されているものは、受信装置としてはファクスは認められておりますけれども、現時点での携帯電話というのは認められていないというふうにご考えておりました。今回、そういうお話が地域福祉課の方にもございまして、基本的には道の助成制度なのですけれども、全国一律の基準でやっておりますので、今、携帯電話が含まれるかどうかということでその照会をかけているということでございます。

携帯電話につきましては、メールだけでできればいいということであれば、今、各携帯電話の会社の方で、ただで

地域単位で配ることもありますし、今、福祉部の方で押さえている範囲では、パーティ割引がありまして、KDDIとボーダフォン、ドコモ、こういう基本料金50パーセント割引というのはやっております。これは、今、現に小樽市でも、そういう申請をすれば割引を受けられますので、それもあわせて、地域福祉課の方で検討するという事です。

小前委員

何か独居老人で、真っ暗で非常に苦労して大変だった方々、手話通訳の方が家の方に何回も尋ねてご苦労されたということです。どうぞ前向きにご検討お願いいたします。

消防の秋季合同訓練について

次に、消防にお尋ねいたします。

9月5日の消防の秋季合同訓練を花園公園グラウンドで見学させていただきました。婦人部の方々の消火器の訓練は、迫力があって、非常に見ていておもしろくて、ためになったのですけれども、集まった方はかなり高齢のような気がいたしておりました。それで、私は、非常時には中学生や高校生の男子学生の方がずっと有効ではないかと思えます。おぶって2階からおりるとか、けがした方をしょって走ったりするには、あの日の訓練者よりも高校生の男子学生の方が命が助かるような気がして見ておりましたのですけれども、ああいうものに対しては世代をぱっと切らないで、高校でもボランティア活動やなにかをしている学校もたくさんございます。それから、中学校では、そういうのに意気を感じる子どももきつといらっしゃると思えますので、中学校、高校に呼びかけるような方法はできないものでしょうか、お伺いいたします。

(消防)中村主幹

ただいまの委員のご質問でございますが、秋季合同訓練につきましては、消防の使命達成のため、各地域で活躍していただいています消防団員の日ごろの訓練成果を遺憾なく発揮し、おう盛な消防精神と規律厳正な訓練を広く市民に展示し、あわせて防火思想の普及を図り、火災等の被害を最小限度に食いとめる目的として、毎年9月に実施しております。訓練の中で、婦人防火部員による消火器実験競技会がありますが、今年は市内125町会の婦人防火部の皆さんにご案内したところ、そのうち44町会、競技会でございますので、選手88名、見学者201名、計289名の参加をいただいて訓練をいたしました。今後は委員ご指摘のとおり、中学校、高校など、幅広く参加をいただけるよう、町会等に呼びかけていきたいと考えております。

小前委員

皆さんの意欲はじゅうぶん買いましたのですけれども、足がついていかないような感じもございましたので、ぜひその点よろしくお願い申し上げます。

小原流生け花子ども教室について

それから、年齢的に途切れないということを考えていただきたいという意味で、20日、丸井で小原流の生け花の展覧会がございました。それを見学に行きましたら、一つのコーナーに小学校の子ども13人の作品が展示されておりまして、非常にかわいいし、とてもいいことだと思って見ておりまして、ある方にお尋ねいたしましたら、文部科学省から日本文化を継承する意味でお金が出ているのだということで、マリンホール2階の1室を借りて、月に1回こういう生け花を教えているのだというお話なのですけれども、この中身はどれくらいお金が出ているのでしょうか、お尋ねいたします。

(教育)生涯学習課長

今のお話の件でございますが、昨年、文化庁が伝統文化子ども教室事業ということで、全国に募集をかけましたところ、小樽市におきまして、小原流の小樽支部が生け花子ども教室ということを開催いたしまして、この補助を受けたところでございます。金額は、実績としまして40万5,379円でございます。募集しまして、小学生が30名参加いたしました。今年になりまして、そのうちの13名、小学校の3年生から中学校1年生までなのですが、この子

どもたちが継続して月に1回講習を受けて、今回、丸井で発表会に参加したといったところでございます。

小前委員

今年度はこの企画はないということなのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

補助事業としてやったのは昨年度でございますが、今年度については補助はないけれども、小原流の自主的な取組ということで実施してございます。

小前委員

それでは、好意に甘えてやっていただいたのだと思いますので、これも次世代に続く重要な問題だと思いますので、ぜひ教育委員会から国に、再び意義があるので40万何がしかのお金を要求するようなことはしていただけないものでしょうか。

(教育)生涯学習課長

子どもにとりまして、こういった伝統文化・芸術というものに実際に触れながら、あるいは体験しながら、本物を見ながらといったことは、たいへん重要なことというふうに私も思っております。そういうことにつながりまして、伝統文化に対する関心あるいは理解というものを子どもたちに深めていきまして、これが豊かな人間性につながっていくものというふうに考えてございますので、この伝統文化を継承するということの大切さという観点から、今後もいろいろな事業が行われるということで、機会の拡大に努めてまいりたいと思っておりますし、国や道のそういった補助事業がありましたら、そういうものも情報提供してまいりたいというふうに考えてございます。

小前委員

授業時間について

次に、15年度の文部科学省の標準時数に到達していない小学校、中学校がないかというのを調べましたけれども、15年度はすべての小学校も中学校も到達していて、安心はいたしましたけれども、この中に、小学校では9分の1時間とか、中学校では10分の1時間というような分数時間数がけっこうたくさん載っております。この分数時間の意味するものは何でしょうか。

(教育)指導室寺澤主幹

授業時間についてですが、通常小学校では45分、中学校では50分で授業が行われており、これを1単位時間としてカウントしております。分数の表示ですが、小学校では9分の1、中学校では10分の1という表示は、それぞれ5分間の授業時間を表しております。45分の9分の1なので5分です。50分の10分の1なので5分ということです。

小樽市教育研究会等がありまして、例えば5分間の短縮授業を行った場合などは、小学校で40分授業となりますので、9分の8時間とカウントします。中学校では50分が45分になりますので、10分の9時間という表示になります。例えば40分授業、すなわち9分の8時間を3回行ったとしましたら、9分の24時間となりまして、2と9分の6時間というカウントの方法になるわけです。

また、学校には、発育測定とか内科健診、避難訓練、始業式や終業式など、1単位時間を要しないものがあり、そのため教科等の授業時数が分数表示になってしまう場合もあります。このような状況を踏まえまして、より正確な授業時数の管理を行うために、各学校に、実施授業数に端数がある場合につきましては分数で表示するようお願いしているところでございます。

小前委員

でも、学校によっては、まるで分数のない学校もございますよね。ある学校は各学年全部についている学校もありますし、この違いは何でしょうか。

(教育)指導室寺澤主幹

たまたま分数を足し算していきますと、ちょうど割りきれらなくなってしまいう場合もございますし、また、例

えば小樽市教育研究会で、中心部で開催される場合などは、中心部の学校はそういう短縮授業などは行わなくても大丈夫な学校もありますし、ただ周辺部についてはどうしても短縮授業が多くなりますので、そういう端数が生じてしまうというような状態もあるので、学校によっては端数のある学校、ない学校が出ているものと思います。

小前委員

45分のうちの35分とか40分授業ならわかりますけれども、5分とか10分の細切れ授業で、子どもたちは教育をきちっと覚えられますか。そういうのを足して足して、ちぎれ授業。

(教育)指導室長

今、指導室主幹の方から説明をさせていただきましたが、授業といたしましては、やはり基本は45分、それから中学校につきましては50分であろうと考えています。とりわけ小学校の低学年におきましては、学校での勉強のリズムをつくりますから、日がわりのように、例えば15分の1時間とか30分という形でいきますと、勉強の習慣はなかなかつきにくいです。したがって、やはり45分を基本としながら展開していく。ただ、その学校の行事によりまして、どうしても例えば健康診断があって、その時間の中で国語の勉強をしてございまして、10分間中抜けをするというような場面もございます。ということで、その場合には35分という形での授業の展開になりますが、その35分につきましては、当然その時間を考えながら授業をしてございます。したがって、足し算をして、最後に半端で9分の1とか10分の1が出てございまして、授業の展開の中で5分といいますが、それこそあいさつしたらもう終わってしまうという形になりまして、それは現実的に実際行われてございせん。ということで、基本としては繰り返しになりますが、45分ないしは50分の授業を基本として展開していただくという形でお願いをしているところでございます。

小前委員

美術館、文学館について

次、美術館、文学館の方に質問を移します。

今回の「北海道美術 ・戦後の展開期」の特別展には何人入りましたのでしょうか。

(教育)美術館副館長

ただいまのお話の北海道美術の ということで、戦後の展開期ということでございます。これは7月27日から9月20日まで49日間ということで、企画としては非常に評判がよかったというふうにはとらえてございます。ただ、実際に入館いただいた方が、この特別展の期間中2,046名ということでございます。出てこられた方から出口でちょっとお話を伺った中では、非常にいい企画だったという反応はいただいておりますけれども、それが必ずしも入っていただいた方にはつながっていなかったのかという部分が感想でございます。

小前委員

昨年や一昨年の特別展と比べて、入館者数はいかがですか。

(教育)美術館副館長

美術館ではここ数年、二つ、記念特別展を実施してございます。例えば、今回やりましたのは戦後の展開期ということでございますけれども、この前に6月に特別展を実施してございまして、そのときは「沢田哲郎展」ということで実施をさせていただきました。この場合は小樽ゆかりの方ということでございますけれども、2,340名ということでございます。今年の特別展を二つ合わせますと、4,386名ということでございました。これは実際のこれまでの中では非常に厳しい数字であるということでございます。ちなみに、昨年でございますけれども、15年度は、一つ目が「中村善策と道一水会系の画家たち」という特別展と「白江正夫展」ということで、二つの特別展を実施いたしました。ともに小樽に現在住んでおられる方もありまして、この二つを合わせますと8,247名という入館者となっております。もう一年さかのぼりますと、14年度のときに、「僕らのヒーロー&ヒロイン展」という特別展と「国松登と国松明日香展」ということで二つ行いましたけれども、このときに7,615名ということでございませ

た。

そういう意味で申しますと、企画は非常に評判がよかったのですが、内容が歴史的な部分を、戦後の小樽の美術ないし北海道の美術というものをなぞって検証するということがございましたので、実際に足を運んでいただいた方の数からいきますと、ここ数年では非常に厳しい数字だというふうに考えております。

小前委員

私は4回ほど行きましたけれども、80点の展示中31点が道立美術館から、11点が芸術の森から借りておりまして、小樽が所蔵している作品は20点ぐらいで、非常にえりすぐりのすばらしい作品が集められて、こういうような展覧会を小樽で見られるというのはすばらしいことだと思いたしたのでございますけれども、ただ入館料の600円というのが高すぎましたのでしょうか。いかがですか。

(教育)美術館副館長

入館料につきましては、ただいま委員からお話がありましたけれども、出品される作品ですとかいろいろな事情がございます、それらを考えて計算される数字でございます。これまでに600円という企画がなかったかと申しますと、昨年の「中村善策と道一水会系の画家たち」という場合も、入館料は大人600円、子ども100円ということで、今回と同じ額でございました。そういう意味では昨年と同じかなと。14年度のときの特別展の場合ですと、僕らのヒーロー＆ヒロイン展というのをやりましたときは、大人500円、子ども100円という金額でございました。金額の設定につきましては、ただいま申しましたように、それぞれの内容にもよりますでしょうし、それからお借りしてくる範囲にもよります。それらのいろいろな部分も勘案して、設定されているということになります。

小前委員

それでは、この特別展に見学に来た方の何人というか、何割ぐらいが文学館を利用していますでしょうか。その数字はわかりますか。

(教育)文学館副館長

美術館に入館された方のうちの何人が文学館にお入りになったかという統計はとっておりません。

小前委員

あれだけ近い文学館と美術館の建物で、同じ建物内でございますので、美術館を見た方に文学館も見てもらう、文学館を見学に来た方には美術館も見てもらうような共通券というのは発行できないのでしょうか。

(教育)文学館副館長

常設展示も含めたその共通券というのは、実は今まで発行したことがないのですが、特別展に限って申し上げれば、かつて2回、文学館と美術館の合同の特別展というのを開催したことがあります。平成7年に「小熊秀雄と池袋モンパルナス展」、平成13年に「一原有徳 新世紀へ展」。これは文学館、美術館合同展示でありまして、入場券、入館券も共通の券を発行いたしました。両展ともたいへん好評ではありました。自由に両館を移動できる、そういう点でもたいへん好評であったのは事実です。

小前委員

文学館と美術館が共通でやって両方に入るというのではなくて、私が言いたいのは、文学館だけを訪れる見学者にもついでに美術館を見てもらう、美術館だけ見るつもりの方に文学館も見てもらえるようなチャンスをつくらいいと思うのです。中身の展示はすばらしいので、そういう意味で共通券、両方まぜていくらか割引したら、両方入る機会も多いかと思つての提案なのでございますけれども、いかがでしょうか。

(教育)美術館副館長

ただいま委員のご指摘がありましたように、実際にお越しいただいた方が、事務所に私どももいますけれども、事務所の窓口というのが文学館の受付窓口でございます。それで、美術館を見た方が、たまたまそのまま入っていかれるような方も中にはおりますので、文学館は別なのですがという話をいたします。そして、その中に、おっしゃ

るような共通の券があればいいのという方がまれにおります。ただ、実数としてどれぐらいの要望があるのかというと、まだ私も掌握してございませんので、お話のありましたような内容につきまして、どれぐらいの意向があるのか、ご希望があるのか、これからアンケートや手法なども含めまして、検討させていただきたいというふうに思います。

小前委員

どうぞご検討よろしく申し上げます。

これにもう一つ関連いたしまして、美術館には協議会委員が10人いらっしゃいますね。それから、文学館には審議会委員として10人いらっしゃって、年に2回会議が開かれていると思うのですが、同じ建物の中で美術館と文学館のこの委員会が、年1回かでも、合同で委員会を開かれたようなことはございませんでしょうか。

(教育)美術館副館長

これまではなかったというふうに聞いております。ただ、今、お話がありましたけれども、文学館と美術館は確かに同じ建物の中には入っております。ただ、性格的に、文学館の方の収蔵している作品といいますか、目的と申しますか、これはどちらかという作者の直筆の原稿物ですとか、それから刊行本あるいは初版本など、それからそれに関連するいろいろな資料というものを中心に収蔵しております、ごらんをいただいております。場合によっては作者が小樽ゆかりの作家ですと、例えば一番の奥のところになりますけれども、伊藤整の書斎を再現したような形の展示の仕方もございます。それにつきまして、もう一方の美術館につきましては、ご存じのように、やはりどうしても中心になりますのは絵画ですとか、それから版画、素描、彫刻というようなことを主に集めてございます。もちろん関連するものも集めてはございますけれども、両館同じときにやりましても、やはりそういうようなことでごらんいただく、あるいは収蔵している内容も若干異なるのかというふうに考えてございます。そういう形で両館を運営しているところでございますが、今、お話ししたように、文学館の方の審議会につきましては、文学館条例の第11条、それから私どもの美術館につきましては美術館条例の第16条で、今申しましたような内容につきまして、それぞれ審議会あるいは協議会を設置して、委員を委嘱しております、それらの方々が、現実に沿った内容の事業の方向あるいは事業計画等につきましてお話をし、ご意見・ご指摘をいただきながら運営をしているということでございます。

ただ、こういった今の状況から、一緒にというようなことは、冒頭申しましたようにございませんでしたけれども、今後、両館共通する部分も、ときには出てくるかもしれませんので、それらにつきましては、同時に開催することはちょっと別にいたしましても、それぞれの会議で共通の議題ということで諮ることはできないか、これは事務的な部分もありますので、それについては留意してまいりたいというふうに思います。

小前委員

今、そちらがおっしゃった専門性は、それぞれの審議会でなさるのはもちろんわかりますけれども、私が言うのは、建物を共同で使っているのだから、展示の仕方であるとか共通部門をどういうふうにするかというような、そういう部分で交流も必要でないかという提案なのです。というのは、特別展のオープニングに行きましたときに、しょっちゅう美術館に行っている方が、お年寄りの見学者が多いのに休むところも少ないし、座っておしゃべりもして、コーヒーでも飲物でも飲みたいのに、そういうところもないしとおっしゃっていましたので、文学館の入り口にはありますという話をしました。美術館を訪ねる人にも、文学館の入り口にそういうところがあることも知らないのです。だから、そういう意味で、もっと文学館と美術館が協力してやれることはないのでしょうかという提案なのですけれども、いかがですか。

(教育)文学館副館長

委員のおっしゃるように、文学館のエントランス部分にはコーヒーを召し上がっていただけるような場所があります。コーヒーはドネーションというか、基本的には無料サービスをしている場所なのですけれども、その場所は

休憩場所でお使いいただいても構いませんし、ちょっと約束をして、そこで会うというような場所に使っていただいてもいいというふうに我々は考えております。

そういうことですから、この美術館にお入りになるお客様にもぜひご利用いただきたいというふうに思っております。確かに常設展示料金は、文学館の場合は100円という非常に廉価でございますから、気軽に入館いただければいいと言えばそれまでなのですが、そういうふうに有機的に双方向が使えるというような、場所がやはりそれぞれに魅力ある場所ということでもありますので、そういうことで共通する課題として審議会、協議会に、まずは両方ともに提案するというようなことも、今後考えていきたいというふうに思っております。

小前委員

それから、今、あの建物は、分庁舎として入り口に守衛室が設けられてございまして、夜は守衛がいらっしゃるようですが、日中はあいておりますよね。それで、文学館、美術館の入り口であるということをしてPRするためにも、あの守衛室をもっと有効に活用できないのかと思うのです。普通の文学館、美術館にありますように、すてきなポスターを張ったり、それから図録や絵はがきを売ったりできるように学芸員の方たちに知恵を出していただいて、守衛室をもっと文学館、美術館の入り口らしく活用できないのか、お尋ねしたいと思います。

教育部長

ただいま、いろいろなお話が出たわけですが、まず文学館、美術館、たまさかあいう日銀通というのに面して、非常にロケーションのいい場所にあると、市民そして観光客から非常に好評を博している施設であると、我々はそういうふうに認識しております。そういった中で、非常に老朽化してきた施設ではありますけれども、まだまだ工夫することによりまして、私ども、今申しました市民の皆さん、それから観光客の皆さんにもっと気軽に足を運んでいただけるような、利便性をより高めるような施設にしていきたいという強い認識は持っております。

それで、今お話のありました1階のロビーの玄関の部分なのでございますけれども、今ご存じのとおり、市民部との複合施設ということもありまして、それは当然、関係部とも協議させていただきますけれども、今申しましたように、より使いやすい、使いがってのいい、利用されやすい施設にしていきたいと、こういう思いは同じでございます。ですから、グッズにしても、それからサロンのようなふうに雰囲気もいい、そういう文学館、美術館によりふさわしい環境づくり、これは当然、私どもも今後研究課題として前向きに考えていきたいという部分でございます。

それから、文学館と美術館の審議会の関係でございますけれども、これ今ご提案を受けましたので、今後開催されるときに、私どもの方からそういうお話があったということをお伝えして、そしてどのような形で一本化するなり、あるいは別々に活動するにしましても、同じ建物でございますので、よりよい活用策を考えていきたいと、こういうふうに働きかけていきたいと思っております。

小前委員

図書館について

次は、図書館についてお伺いいたします。

電算化によって本を借りる人が2,000人増えたという話もございましたけれども、では小樽市民1人当たりの本の購入費は幾らでしょうか。

(教育)図書館長

小樽市の1人当たりの図書の購入費でございますけれども、15年度では85円となっております。

小前委員

85円というのは道内では最低でございまして、100円以下というところは他都市にはございません。教育長がおやめになってお帰りになる江別市は258円と3倍もございまして、とてもうらやましいのですけれども、この状況をどう思われますでしょうか。

教育長

それぞれの市の財政状況が違いますので、非常に難しいところがあるかと思えます。最近、市民一般の傾向として報道されていたのですけれども、娯楽的な本については図書館で借りたりする、ただし必要な専門書は自分で買うという傾向を持っているということで、多くの方が一つの館だけではなくて、情報を利用して、三つも四つもの図書館を利用しているという例がございます。私自身も、札幌市の中央図書館と江別市の図書館と小樽市の図書館と、三つを利用しているという状況にありますので、図書費の足りないところは他の館の利用もということのPRをいたしたいと思えます。

小前委員

でも、道内の図書館の平均でも170円なのですけれども、その半分しかない85円なわけです。1人当たりの冊数も1.5冊と最低でございます。小樽には伊藤整とファンタジー大賞と、二つも文学賞がありまして、日本の中でこんな文学賞を二つも持っている、14万5,000人ぐらいの都市は小樽だけなのです。そういう意味でも私は恥ずかしいとも思うのですけれども、1人当たりの図書費を増やす方法はないでしょうか。

教育長

私も基本的に図書の費用は増やしたいと思えますし、市長はファンタジー大賞の方にも役職を占めておりますので、私、退任に当たっては、市長に図書費の増額をぜひお願いしたいと考えています。

小前委員

ぜひお願い申し上げます。

15年度の図書館の登録者や貸出し数は、やはり道内で最低だったのですけれども、今年電算化になって、それが変わるのでしょうか。

(教育)図書館長

年度別の登録人数でございますけれども、確かに15年度では、小樽市は6.09パーセントということで、全道でもかなり低い数字を示してございます。ただ、電算化になりまして、今年の8月までの集計でございますけれども、登録者数が9,443名というふうが増えてございます。昨年同期と比べますと、昨年同期が3,749名でございましたから、それから見ると、5,156名というかなりの数が増えてございます。それで、登録者数、これからも当然推移してまいりますけれども、16年度はこの6.09パーセントという数字は大幅に更新するだろうというふうには考えてございます。

それから、年度別の1人当たりの貸出し資料数も1.95冊ということで、あまり多くはないという数字になってございます。前にも山田議員の一般質問で、教育長からも答弁させていただきましたけれども、今年の4月から8月までの間に、入館者数が約2,000名増えているということもございまして、貸出し冊数も平成16年度が12万3,727冊と、それが昨年同期では11万4,181冊ということで、約1万冊も増えてきてございます。こういった傾向がこれからも続いてまいりますので、16年度の貸出し冊数につきましても、かなり大幅に増えていくだろうというふうを考えてございます。

小前委員

それでは、学校図書費の方は、小学校と中学校と1人当たり幾らぐらいでしょうか。

(教育)総務管理課長

小樽市の小学校で、児童1人当たりの15年度の数字では580円、それから中学校では、生徒1人当たり1,066円となっております。

小前委員

これもトップの小学校は、室蘭で1,389円、2.3倍ぐらいなのです。中学校も室蘭で2,092円で、倍はございます。ただ、学校図書費は道内では真ん中辺、小学校では5番目、中学校では4番目で、ビリの方ではなかったということで、少し安心をいたしましたのですけれども、こちらの方もぜひカットしないように、増やしてくださるよう

お願いいたします。

学校給食費の未納対策について

このごろ給食費が非常に滞納されているというニュースが流れてございます。払えるのに払わない家庭が増えたというニュースがございますけれども、小樽市ではどれくらい未収入があって、その金額はどれくらいなのでしょう、お聞かせください。

(教育)学校給食課長

小樽市の学校給食費の未納についてですけれども、平成15年度で見ますと、調定額が4億7,519万円ありまして、それに対しまして収入額は4億6,931万円となりまして、未納額につきましては588万円となっております。率にしましては1.24パーセントという未納率です。

小前委員

その588万円をどういうふうに、回収するような努力をされていらっしゃいますか。

(教育)学校給食課長

未納の対策についてでありますけれども、原則としまして、3か月以上の未納者に対しまして、学校の方から年4回、定期的に督促状を送っています。また、学校長の判断で、3か月以下でも、随時督促をお願いしているところでもあります。それと、定期以外にも、学校に工夫していただきまして、督促等を行っております。

山田委員

朝食への取組について

一般質問の中で、食教育に関して、冒頭お米の話をさせていただきました。朝起きて、脳を活発にさせるための食べ物で一番適しているのがご飯という話をしたと思います。また、脳の重さが体重の約2パーセント、でも血液は全体の20パーセントがめぐっているとされています。その大きな理由としては、エネルギーが身体に必要といわれるゆえんです。9月12日の新聞報道の中でも、ある大学の調査で2割が朝食をとらない、こういうようなことが言われております。また、岡山大学生協の加盟する大学生協中国・四国事業連合が、平成13年から保護者にかかわって食生活の改善を促す朝食への取組を強化したという記事が載っております。そこで、皆さんのところに配布しました切れる子どもと食生活について関連して、冒頭ちょっと読み上げてみます。

「切れる以外の症状はあるのですか。けっきょく、このようにして不登校になったり、家族とも話ができない状態になり、社会との接点を失った期間が長ければ長いほど、その人の人格形成にかかわってきます。ですから、肉体的な治療と同時に、精神的なフォローが必要となっていくことが少なくありません」こういうような一調査結果が出ていますが、まず1点、この資料に基づいて、今後の取組について何かあればお聞かせ願いたいと思います。

また、この資料を読んで、教育長に感想を聞いてみたいと思いますので、よろしければお願いいたします。

(教育)学校給食課長

朝食の関係でということによろしいのでしょうか。朝食につきましては、寝ている間の下がった温度を上げるとか、また、体を動かすために必要なエネルギーを補うという点では本当に大事な食事なのですけれども、それを皆さんもかなりの方は知っていらっしゃると思うのですけれども、一方で、最近朝食をとらないという子どもが増えているということも、また事実です。それにつきまして、私どもの学校給食を提供する側としましては、朝食をちゃんと食べるという大切さを、私たちのつくっています給食だよりや、あと保護者や児童・生徒の調理場等の見学試食会というのもありますので、そういう折に啓発していきたいと思います。

また、一般市民の方に対して、今回、12月に、学校給食パネル展というのを開催するのですけれども、その折にリーフとかをつくりまして、朝食は大切なのだということを一般市民の方にも、それと動く市政教室とかでも調理場にいらっしゃいますので、あらゆる機会を通じまして、そういうことを啓発していきたいと思います。

(教育)指導室長

あわせて学校での授業の中でございますが、特に家庭科、それから保健体育の中で、食に関する指導について取り上げられているところでございます。委員がご指摘のとおり、朝食の欠食とか、それから過度のそう身願望、やせ願望ですとか、そういうものが思春期に特に強くなってございます。そのような状況を踏まえて、私どももこの3月に、「小樽市の学校教育推進のために」というものを示したところですが、その中で食教育の充実ということで、朝食の欠食にかかわっての指導事例も載せて、各学校での充実をお願いしているところでございます。今後とも、繰り返しお願いしてまいろうというふうに考えてございます。

教育長

最近、中学生、小学生の殺傷事件が発生しております。その子どもの心の性格とか、いわゆる食との関連ということは定かではありませんが、例えば小学校の遠足などでも、コンビニの弁当を持たせるとか、あるいは朝食などは母親がお金を持たせて、ファーストフードを買って、それが常食になっているとか、食生活の乱れについてのいろいろな話を聞きます。ただ、子どもを猫かわいがりにお金を与えて、食事をさせるということではいけないわけですし、やはりはぐくむということ、教えるということを先ほど答えていただいたのですけれども、母親、父親一緒になって子どもをどういうふうに育てるかという観点で、食生活を見直すことが肝要であろうと。そのことが切れるということのを少しでも防ぐ、そういう手段になるのではないかと、そういうふうに考えます。

山田委員

本当に食べすぎ、また、食べなさすぎ、これは低血糖、高血糖、これは両方、高くても、低くても、やはり子どもの切れる状態、これに関与してくるということが言われているわけです。そういうふうな啓発活動をよりいっそうやっていただきたいと思います。本当にこれからも期待しておりますので、よろしく願いいたします。

横田委員

水泳講習会の現状について

オリンピックあるいは野球などでスポーツの話が盛り上がっていますが、スポーツの振興ということでお聞きしたいと思いますが、夏に、蘭島で行われています水泳講習会ですが、70数年前から続いているということで、私も小学生のとき行きましたけれども、その現状についてちょっとお伺いしたいと思います。

(教育)学校教育課長

水泳講習会の現状についてでありますけれども、水泳講習会につきましては、大正5年に第1回目の講習会を開催して、今年で79回という形になってございます。ただ、生徒の数の減少によりまして、この水泳講習会の方も、平成8年度、7年度ですと、だいたい600人近くの生徒がいたのですけれども、今年度については191人という形で下がってきているという現状であります。場所については、蘭島の海水浴場の浜茶屋を借りて行って、今年の場合でいきますと、7月28日から8月3日の7日間で行っております。受講者は小学校の4年生以上の生徒を対象にしてございます。

横田委員

たいへん人数が減っているということですが、当然子どもも減っていますので、ある程度の減少は予想されますが、子どもの減り方よりも極端になっているのです、今のですと。そういうことでいいですか。

(教育)学校教育課長

小学校に上がる児童・生徒の減少数より、この水泳講習会に参加する児童の方が減り幅が大きいというふうに押さえてございます。

横田委員

何か原因というか、分析しておられますか。

(教育)学校教育課長

原因と申しますと、やはり最近の子どもの遊び方が変わってきたといいますが、家でテレビゲームだとか、表でなかなか遊ばないといいますが、そういうふうにはしないということもございまして、減ってきているというふうにご考えております。

横田委員

講習会を運営する関係者からお聞きしたのですが、そういった事情があって、何か来年あたりは、その運営というか開催自体が危ないのではないのかというような、ちょっとそういう心配の声が聞かれたのです。今、参加者から費用をいただいているのですね。幾らですか。

(教育)学校教育課長

受講料については8,000円をいただいております、そのほか交通費については、別途いただくという形になっております。

横田委員

参加費をいただいているながら運営が難しくなってきたということは、経費がたくさんかかるというふうな感じなのですが、そういうことでよろしいですか。

(教育)学校教育課長

運営が難しくなってきた原因というのは、確かに生徒数が減って、費用が入らなくなってきて、例えば生徒5人に対して1人の指導者をつけるとかという形で安全を図ってやっておりますので、かなり指導者が多く要るわけですから、そういった方々に対する謝礼的なものもありますので、そういったことを考えますと、生徒数が減ってくると、どうしても運営費が苦しくなってくるという事情もちょっとございます。また、教職員OBの指導者が多くなってきている、どうしても現役が少なくなっているという現状になっていると。

横田委員

冒頭触れましたように、70数年の歴史が、79回ですか、我々も子どものときに習いに行って、救助の方法などもあわせて習いましたし、それからそこから水泳の選手なども育ってきたのかとも思います。ぜひそういった芽を絶やすことなく、続けていっていただきたい。いろいろな工夫をしていただきたいというのが本心であります。来年は80回ですので、たぶん80回やっていただけるのではないかと思いますけれども、今後の教育委員会、市から補助金みたいなものが出ているのですか。

(教育)学校教育課長

市から補助金は出てございます。

教育長

水泳講習会の最終日に、市民会館で関係した教職員が集まりまして、教育委員会と反省会をいたしました。そのときに水泳講習会の会長が、来年は80周年だからみんなで頑張ろうという、そういうことで継続を決意しましたし、向井流水法会とか赤十字の方々も応援をしたいというふうな発言もございまして、頑張っ続けていく方針、そういうふうにご考えてございます。

横田委員

すばらしい結びで、来年度が期待できます。

手宮陸上競技場のトイレについて

何回も出ているのですが、手宮の陸上競技場の中のトイレの関係です。トイレ自体は建設部維持課の方の所管ということなのでしょうが、競技場は3億円かけてすばらしい施設となりまして、もう札幌からもずいぶんいろいろな選手が練習に来るのです。近くて安い、あるいはすいているというか、すぐ競技ができるという、大会などでもだいふふさがっているようですけれども、大きい大会になると、全道でもジュニアなどでやると、500人、600人が

来ますので、そういうときに今のトイレの態勢では非常にふじゅうぶんかと思いますが、その辺の見解は教育委員会でどういうふうを考えておられますか。

(教育)生涯スポーツ課長

手宮陸上競技場のトイレの関係でございますが、委員がご指摘のとおり、現状では陸上競技場に仮設のトイレ4基と、それから隣接する公園の駐車場に水洗のトイレが1か所ございます。また、大会等があるときには、末広中学校の学校のトイレも開放してもらおうということで対応しておりますが、多少不足する面があるかと思えます。隣接する公園のトイレにつきましては、所管が建設部となっておりますので、建設部の方とも、増設について可能なかどうかを含めて話し合いを進めていきたいと考えてございます。

横田委員

仮設が確かに4基あります。これは教育委員会の所管だと思いますが、私も入りますが、きれいではない。先日は、かぎがかからないところもあって、父母が子どもの入った外側からドアを足で押さえているというような、そんな風景もありました。公園の方は、今言ったように建設部ですが、水回りは来ているわけですし、もう少し今の施設を何とかするという程度であれば、そんな巨額の費用もかからないと思いますので、今、検討されるということですので、建設部と入念な打合せをしていただきまして、トイレの有効活用化をお願いいたします。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

秋山委員

最初に、報告のあった部分からお尋ねいたします。

シックスクール検査について

シックスクール検査についてお伺いいたします。

これは平成14年から実施されて、今年で全校終わるというふうに先ほどお話をされておりましたけれども、14年、15年では、今回のような状況ではなかったということでしょうか。

(教育)学校教育課長

14年、15年の検査の状況ですけれども、14年、15年は今回一部出た学校もございましたけれども、それは全部で8校、けっこうございましたけれども、ただけっきよは2校とか3校ということで、今回みたいな形ではございません。

秋山委員

その検査方法とか気温状況なども、同じような状況なのでしょうか。

(教育)学校教育課長

まず、大きく違うのは、今年の異常な気象といいますが、たいへん猛暑の中の高気温といいますが、30度近い気温があったわけでございます。昨年は冷夏ということで、かなり温度が低く、そういうものが大きく作用しているというふうに思っています。

また、検査方法については、昨年も同じスクリーニング法で行ってございます。

秋山委員

いただいた後ろの方の表をゆっくり見ておりましたら、先ほどの難しい初めの方、ホルムアルデヒドというのですか、こちらの方は基準が100マイクログラムというのですか。これで見えていくと、本当に音楽室とパソコン教室がかなり高いですね。2回目は下がっているという状況の中で不思議だと思ったのですが、この検査方法というのは、国で決められた方法なのでしょうか。1回目はチューブ型で測定器に長時間空気を自然に吸引させる方法で、30分以上換気して5時間以上密封の後、24時間吸わせるという方法。それで、やり直して30分ですか、換気をして、どこかにありますね。スクリーニング法という形で、チューブ型の測定器にポンプを用いて強制的に空気を吸わせる方法なのだということで、30分間換気をして密封状態で30分測定したという、このやり方ですごい手順を踏んだのですね。でも、音楽教室が多い。確かに、きっと夏休み期間だったのだと思いますけれども、授業時間を考えたときに、40分から45分、この形で、今まで小樽市民はこういう影響はなかったのかと思いますけれども、果たしてこのような感じで窓あけが増えたって大丈夫なのかと、これを見て気になったのですけれども、そういう点はいかがなものでしょうか。

(教育)学校教育課長

昨年も一昨年も、検査をいたしましたけれども、確かに出了た学校もございましたので、検査方法としては、学校側にまず窓をあけるとというのが最も有効だということは指導してございますので、今回の音楽室がたくさん出たというケースについても、例えば音楽室というのは1日じゅういるわけではなくて、その時間帯になったら行くわけですから、その前の時間に例えば30分窓をあけていただくとか、扉をあけていただくとか、そういった形で、それは当然、そういった化学物質が軽減されますので、そういう形で指導をしていこうというふうに考えています。

秋山委員

確かにそれはそのとおりだと思いますが、冬になったらどうするのだろう。音楽教室というのは、全部換気扇がついていますか。

(教育)学校教育課長

音楽教室や特別教室には換気扇がついてございますので、そういったものを回すということも一つの有効な手段だというふうに思っております。

秋山委員

それにしても、例えば一番上にあったから例で言いますが、忍路中央小学校では5時間、長時間吸収させるというので370マイクログラム。2回目で、30分窓をあけて、30分吸わせたというので57マイクログラム、この方法でこんなに極端に違うのだというふうに感心して見ていたのです。そういう中で、確かに長時間1日いっぱい、その教室にはいないけれども、音楽の授業は30分ではないというふうに思っていたものですから、何にもないということが一番いいのですけれども、もしもということがあったときに大変だということで、やはりこのシックスクール検査に関しては、毎年ずっと行っていくのでしょうか、それとも、今回だけ全部やったから終わるという形のものなのでしょうか。

(教育)学校教育課長

まず、忍路中央小学校の1回目と2回目の数値の違いですが、確かに1回目については、学校が休みで3日ぐらいたってから検査をしています。そういった関係で、ずっと閉め切りという形の中で、たいへん高い気温になったということが言えます。2回目については、8月13日以降にやっておりますので、気温もそこまで高くなってございませんでした。そういったこともあり、気温の関係もございませし、先ほども申し上げましたけれども、通常に近い状態で検査をしておりますので、数値的にはこういう形で大幅に低減されるというふうに思っております。

それから、今後の検査の関係ですけれども、文部科学省の学校環境衛生の基準によりますと、こういった形で数値が大幅に低減した箇所については、検査については省略することができるということになっておりますので、市教委としては、この検査については今年度で終了というふうに考えてございます。

秋山委員

色内小学校の場合は、普通教室3年1組、あと音楽室、図工室、屋内運動場、すべて基準より高かった。それに加えて、もう一つのベンゼンの方ですが、これも240マイクログラムに対して340マイクログラムという、この原因というのはどうでしょうか。

(教育)学校教育課長

色内小学校の場合、平均室温を見ていただければわかると思いますけれども、全部30度を超えて、特に音楽室は34.8度と、35度近い、図工室においても32度と、非常に高い気温の中での測定というふうに思っておりますので、数値的に高くなったものだと思っています。

それから、パラジクロロベンゼンの340マイクログラムですけれども、先ほど申し上げましたようにトイレの芳香剤の関係で、芳香剤をつるしておけば、そこから出た成分がこういった高気温の中で発現して、こういった結果になるのだというふうに思っております。これについては、トイレボールとかを撤去すれば、数値的にはゼロになるというふうに考えております。

秋山委員

ということは、もう一つベンゼンの方の高かった緑小学校もトイレの近くにあるのですか。

(教育)学校教育課長

緑小学校においても同様に、そのトイレボールという形で、学校薬剤師会の方から聞いてございます。

秋山委員

では、新しい菫園中学校の場合は、建築された時点でこういう検査はやっていて、すべて通っているというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

(教育)学校教育課長

菫園中学校の場合、シックスクールに対応した形で、新築時から毎月検査をしてございまして、1年間検査をしました。その結果、すべて基準値以下という形で報告が来ております。

秋山委員

いずれにしましても、今回、確かに異常に高かったというのやむをえない現実ですけれども、今回だけ悪いというのではなくて、やはりそのときの気温の状況を見ながら、時には、今年度は気温が高いからやるべきではないかという考え方も必要でないかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

(教育)学校教育課長

そういう考え方も確かにあると思います。ただ、今回こういった検査結果が出ましたので、市教委としては、今後しばらくは、そういった形で検査については行わないといいますが、省略をしていきたいというふうに考えております。

秋山委員

そんなにしっかり行わないと言わないで、慎重に対応していただければたいへんありがたいと思います。

行政改革実施計画について

次に、行政改革の実施計画に対して報告があったのですが、考えていなかったのをお聞きするのはやめようかなと思ったのですけれども、なぜかなと説明を聞いていて感じた部分だけ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

ここに13、14、15年度米印というのですか、検討中のものという中に、2ページ目の(4)の下から2段目、特殊勤務手当の見直しを行うというのが、13、14、15年度ずっと検討中というふうに載っております。この問題が出

たときに、かなり大々的に報道がありました。そういう部分で、小樽市もこういうところまで手をつけるのであれば、しっかり市民として協力していきたいという声もかなり耳にしました。そういうことで検討中、なかなか進まないという今の状況を教えていただければありがたいです。

(総務)田中主幹

この部分の説明でございますけれども、16年度までということで、その間どういう形でやっていこうかということでいろいろ協議をし合いました。それで、16年度以降、今年に入ってからでございますけれども、これは16年度からの3次の計画に入っておりますが、今のこの特殊勤務手当につきましては、一律3年間15パーセントカットという形で取組を、16年度からの対応という形で進めておりますので、今度15年度の中では、具体的な項目としての実施としては、いろいろ検討はありましたけれども、出ていないということでございます。

秋山委員

わかりました。次の人材の育成と多様な人材の確保という21番も、そういう考え方でよろしいでしょうか。お聞かせいただきたいのですが、この21番、米印のついているところはそういう考えだというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

(総務)田中主幹

今のは(5)の人材の育成のプランということでよろしいですか。

秋山委員

はい。

(総務)田中主幹

職員の提言制度の有効活用につきましては、具体的な職員提言が出ていなかった部分というのもありますし、あとは項目として一部出ておりますけれども、この年度内に実施に至ってなくて継続検討中というようなものもございまして、この3年間については実績としては出てこなかったということです。あと25、26、27番の部分でございますけれども、人事評価システムとか人材育成方針、この部分も、実は国の地方公務員制度の改革といいますが、そういうものに運動したことで、今、検討しておりますので、今後第3次改訂の部分でそれらを受けた中で、具体的に検討を進めていく内容で、この3年間の部分では、結果としての実施項目としては上がってこなかったということでございます。

秋山委員

では、関連しまして、11番のサービスセンターの充実・強化という部分の主な実施状況等という中で、ワンストップサービス、1項目を、それをつけ足して今後検討するという考え方でとらえてよろしいのですか。

(総務)田中主幹

ワンストップサービスの部分につきましては、14年度から、納税証明とか、その他いろいろなものの交付事務をサービスセンターで実施しております。それで、15年度におきましては、老人保健の医療費の申請の受付事務、この部分について検討している部分が実施できましたので、1項目拡大して、今現在、11項目で実施していることとなります。

秋山委員

であれば、その他の部門で今の窓口体制は今後見直すということを考えていないというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

本庁に来たときに、ここはやはり関連した部署を回るということも多いですね。そういう部分が、もう少し市民サービスという観点から見直しというものが図れないものかというふうに考えているのですけれども、そういった考え方はいかがなものでしょうか。

総務部長

要するに、それは例えば市全体の窓口という考え方になるのだらうと思うのです。それはここにも出ていますように、組織・機構の見直しという欄があって、ずっとこれを継続的に見直しをしまして、16年度は大幅に組織の見直しをしたということになりまして、これで終わっているわけではなくて、さらに16年度の内容の精査をして、もう一回見直しをしていこうということです。その窓口の強化、一般の市民の方々が来庁されたときにどういうふうにして、言葉は悪いですけども、たらい回しにならないように、こういうものも含めてこの中で検討していくということです。先ほど言ったワンストップとは、また、別な角度でやらせていただきたいと思います。

秋山委員

ぜひそういう部分も見直していただければ、役所に対しての敷居の高さももっと低くなるのではないかというふうに感じました。

裏面の効果目標額に対する達成率ということで、先ほど目標額に対して262パーセントという報告をされましたけれども、これ目標額は低かったのか、何か一生懸命頑張っているから、自分でやったやったとガッツポーズをしているように、申しわけないが感じるのですけれども、どんなものなのでしょうか。

(総務)田中主幹

実は、その質問は前回のときにもあったのですけれども、その効果額の積み上げと申しますが、そのときの考え方なのですけれども、まず例えば人件費等につきましては、その当時の職員数の3パーセント弱と申しますが、60人3年間でという形で、具体的な数字等、積算でもって一応積み上げたものもございまして、それぞれ内訳を見ていただければわかると思うのですけれども、例えば人件費のところで見ますと、目標額に対してやはり250パーセント。これは60人の削減で見えておりましたけれども、結果としては135人ということで、倍以上。これは財政健全化も含めまして、職員の採用の見送りとかも含めて、その他人件費の削減策も、こういう時期ですのでやってまいりましたので、大幅に増えている部分でございまして、2番目の収納率対策につきましては、これは目標を甘く見たかという形、逆の意味で、希望的観測でこのぐらい税収が上がってほしいということで見えていたのですけれども、こういう経済情勢の中で、実施率としては3パーセントにしかかっていないものもございまして、

その他、使用料・手数料の見直しにつきましても、この政策的判断も含めて、その段階で決まっていなかったものもございまして、それで結果として増えたもの、あとは遊休等資産につきましても、例えば住吉中学校という形での売却というものが出てきているので、トータルとして見ますと、確かに260パーセントという形で大きくなっておりますけれども、その積算の仕方が、ある部分希望的な部分もありますし、かたく見た部分もあって、数字としては17億円に対して大幅になったということで、ただこれがあえてこういう形で、算定したというのではなくて、あとはその目標額の見方、そういう部分につきましても3次以降の部分につきましては、またこういう部分も含めまして、数字的なものは少し厳しく見ている部分もやはりございまして、また、やはり希望を持って頑張ろうと考えている部分もございまして、

秋山委員

終戦記念日のサイレンについて

先ほど自民党の質問の中で、終戦記念日にサイレンが鳴ったという話、それをお聞きして、ああ、鳴っているのかと、意識がなかったものですから、これは防災訓練ではなくて調査のために鳴らしたというお話をされておりましたけれども、これをチェックするというのは消防団の方、消防関係の方が聞こえたとか聞こえないとかという形で行ったのですか。

(総務)高野主幹

この終戦記念日のサイレンにつきましては、毎年小樽市としてやっているのです。今回につきましては、ちょうど日曜ということで、消防団の方でも家にいる方、それから市職員でも家にいるケースがあるということで、消防団の方おおむね500枚、それから市職員700の枚ということで調査票を配らせていただきまして、その中で皆さんど

うですかと、だいたいエリアは散るだろうということで調査させていただきました。

秋山委員

これは消防署だけで押さえておくというものでしょうか。

(総務)高野主幹

今回の部分につきましては、もちろん消防での広報、あるいは災害時には市の広報車、放送設備を持っている車も行く、いろいろなケースがあります。そのほかに、今回の目標としては、こういう意味のサイレンがあるのも含めて、周知も含めてやらせていただいたということです。

秋山委員

であれば、本当に私自身の意識が低かったと、今、反省しておりますけれども、ちなみにこのサイレン、各消防署で鳴らしたのですか。

(総務)高野主幹

原則そのようにしております。ちょっと一部うまくいかなかったところはありますけれども、市内全部の消防署で実施しました。

秋山委員

ということは、結果的にあなたの区域は聞こえていますという部分をお知らせに載せたということですね、皆さんに。だから防災調査のために、兼ねて今回行ったというのであれば、終戦記念日は8月15日、毎回やっているのですよということと、今回はたまたま日曜日なので、防災調査のために消防団にアンケート調査を配ってやったという、その結果を広報でお知らせしたということですか。

(総務)高野主幹

私どもで、まず市内の状況を押さえようと、それから皆さんに知ってもらおうということで、全部が全部でないですけどもやらせていただいた。今回の集計については、まだ着手できていないのが現状で、これからやる予定であります。

秋山委員

今回、本当に風台風、台風18号で、こういうのがあれば市民の方もきっと安心するのではないかと、聞きながら感じたのですけれども、8月15日にきちんと鳴らすという、これは終戦記念日ですというお知らせなのだけれども、このサイレンが聞こえるということは、防災、あなたのエリアは大丈夫ですというふうに感じてもいいのだと。違うのですか。

(「違います」と呼ぶ者あり)

そういう意識は違う。そうですか。終戦記念日はいいわね。全員で黙とうされるわけです。でも、この聞こえるという感覚というのは、何かあったときにサイレンを鳴らすと、その地域の住民に聞こえているところは警戒警報になるということですね。そういう感覚で皆さん聞かれてはいかがですかというPRを、広報もせっかく1回ずつやるのですから、もう少しここは回数を増やして、そういう方法も、消防団だけ調査のためにというほかに、じゅうぶん活用されているからかと思って聞いていたのですけれども。

(総務)高野主幹

消防の今回のサイレンは1分間ですが、避難等要請をかけるときには1分鳴らして5秒とめて、1分鳴らして5秒とめてという形になるのです。それで、そのところも市民の方に知られていないという要素もあると思いますので、今後の啓もうの中で、そういう部分も周知できるように努めたいと思います。

秋山委員

そうですね。そうすると、意識を持って聞けるのですね。すると、安心感も備わるというか、そういう部分でせっかく鳴らすのであれば、そういう形がいいのではないかというのでお尋ねいたしました。

(消防)総務課長

私どもの方でこのたびサイレンを鳴らした。この部分につきましては毎年鳴らしているわけですが、今回、たまたま防災担当からの依頼を受けて、各消防団を通して、その調査に踏みきった。当然、消防職員についても実施してございます。また、先ほど主幹の方から話がありましたとおり、その他、市の各部局の職員にも依頼していると思います。

今回のこのサイレンの吹鳴が聞こえたところは安心感があるかもしれないという委員のお話をいただきましたけれども、これにつきましては、何のために鳴っているのか認識していない市民の方もたくさんいらっしゃるかと思います。今後につきましては、これらの部分の点検や、こういう部分でもしやるとすれば、事前の広報等をもっともっとやりながら、市民の認識をいただくように努力するべきかと思っております。ただ、これは防災担当の方の本来の発言だと思しますので、消防職員がかってに話しても問題だと思しますので、出すぎているかもしれませんが、一応そういうことでございます。

秋山委員

土曜日を中心とする子どもの休日活動のアンケートについて

過日、小学校で土曜日の放課後の過ごし方ということでアンケートをとったというふうに聞いておりますが、そのアンケートをとった目的等をお知らせください。

(教育)生涯学習課長

アンケートでございますが、「土曜日を中心とする子どもの休日活動のアンケート」という名称でございます。目的でございますけれども、完全学校週5日制ということが平成14年度からスタートしてございまして、国も力を入れてございますし、小樽市におきましても、子どもの居場所づくりということでも、さまざまな事業に取り組んでいるところでございます。今後のこういった事業をさらに推進させるため、子どもの休日の過ごし方、あるいはまた、保護者の意図といったものを把握するために、このアンケートをとったものでございます。

秋山委員

結果ということは、ある程度集計はまとまったのでしょうか。その集計からどんなことがわかりましたか、お聞かせください。

(教育)生涯学習課長

集計はやってございまして、今、最終段階の分析をやっているところでございますけれども、たくさんの項目がございまして、その一つをとりますと、土曜日の午前の過ごし方ということで、小学校の児童と、それからその親に聞いてございまして、どのように土曜日の午前中過ごしておりますかといった問いにつきましては、家族と一緒に休日を過ごすという子どもが全体の64パーセントいると。それから、家以外で活動している子ども、これが36パーセントおりまして、その内訳は学校開放に全体の8パーセント、それから近所の公園で遊んでいるというのが全体の7.3パーセント、次いで友人の家で遊んでいるというのが6.1パーセントあるというようなことが数字として出てきてございまして、これから休日を家庭で過ごしている子どもというのは全体の3分の2以上いるということでございますので、休日の子どもの主な居場所としては家庭であるということが、この実態から明らかになってございます。

あともう一点でございますが、学校開放を利用しているかどうかといった問いがございまして、これは利用している、あるいは時々利用しているというのと合わせますと、35パーセントでございます。あまり利用していない、ほとんど利用していないというのも合わせますと65パーセントということで、全体的に3分の2が学校開放をあまり利用していないといった実態がございまして。

秋山委員

家以外で過ごすというのが36パーセント、その中で土曜日の居場所、土曜日に学校へ行っている子どもというの

が8パーセントしかいないという実態をお聞きしまして、世間というか国で土曜日、休日の居場所づくりのために力を入れているという部分から考えたときに、ちょっとかけ離れているのかというふうに感じたのですけれども、その点どのように考えられたのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

かけ離れているということでございますけれども、基本的には休日、家庭で親あるいは保護者と一緒にいるというのが望ましい姿でないかといったところから、今回3分の2くらいが家庭で見ているという状況にありますので、これはこれで健全な方向の一つあるのかということございまして、さらにそれ以外で過ごしている、家以外で過ごしているという部分ということで、学校開放がかなりの高い位置にあると。これにつきましては、学校開放だけではなくて、子どもの居場所づくりということで、今年から始めた地域子ども教室の部分とか、あるいは社会教育施設でもって開放授業をしているといったあたりもありますので、かけ離れているという部分では必ずしもないのかというふうに考えております。

秋山委員

意外というのですが、休日、親子一緒にいるから健全だという考え方がいいのか、悪いのか、ちょっとどうなのかというふうに個人的には考えるものですから、先ほど自民党の質問で水泳講習とか、子ども方のし好が変わってきているのだ、ゲームとかに熱中する、親子一緒に家にいるからといって健全なのかという部分がちょっと難しいというふうに感じております。家にいるということは、親が抱えて、親の意のままに子どもをという部分に通じていくのではないだろうか。せっかく少ない子どもを、放課後の開放授業の中で、子ども同士のつながりの中で子どもは鍛えられるのではないかという考えがあるものですから、ある一部の子どもに聞きますと、学校に行き遊びたい、友達と会いたい、けれども親の方があまり関心がなくて出さないというところも見受けたものですから、これは家を出て、みんなの方に行けとも言えないし、難しい問題なのだと思いますが、今回アンケートをどういう目的を持ってとったのかということを知りたくて、今、質問いたしました。このアンケートを、どういう形で今後生かしていくお考えなのか、お知らせください。

教育部長

子ども教育委員会といたしましては、今、お話がありましたように、土曜日の子どもの過ごし方の実態が今まで把握されていないということが、まず一つありました。そこで今、生涯学習課長の方から申しましたように、家庭での過ごし方がどのような状況になっているか、そしてもう一方では野外・屋外でどのような活動をしているのか、今回、これがある程度浮き彫りにされてきたということは、数字の上ではわかるわけです。もちろん、子どもの余暇の過ごし方というのは非常に多様化していると、これはもう言うまでもないのですけれども、家庭で、ざっくばらんに申しますと、昼まで寝ている子どもとか勉強している子ども、さまざまなのです。ですから、それはそれでやはり家庭の教育という中で、これはきちんとしていただかなければならない部分も当然あります。そして、子ども教育委員会のかかわり方としましては、むしろ外に出ている子どもがどのような状況で過ごしているのかということも、重点として見たかったわけです。そうした中で、今、学校開放の話も確かに出ましたけれども、まさに子どもたちは社会性、いわゆるコミュニケーション不足、そういった能力が少し欠けていると、それから社会体験に乏しい、こういったことがある中で、ちょっと目を引くのがスポーツ少年団とか、そういうふう非常にいい傾向で汗を流している子どもたちも多いと。これはこれでけっこうなのだと思うわけです。

一方で、先ほども話が出ましたけれども、子ども社会教育・文教施設等、スポーツ施設、これに無料開放しているわけです。そういった利用実態を見ましたら、若干出向いている傾向にないわけです。ですから、こういった部分を、子ども生涯教育の一環として、子どもたちにあまり強制的にああしようこうしようということではなくて、自然体の中でこういう施設、今、体験、工作実験もいろいろなことをやっています。目を向けさせる、足を向けさせる、そしてその中で子どもとの触れ合いを深めさせよう、そして世代間の交流をもっと深めていただこうと、こう

というようなことを、数字の上から、今、分析まさにそのさなかでございますけれども、今後、これをやはり当面いたしながら、学校も施設も生かしながら、そして社会のいろいろな施設も生かしながら、そういった面、家庭は家庭でいる方はいいのですけれども、いかにしてこの子どもたちの少子化の中でのコミュニケーションを深めて、要するに生きる力をはぐくんでいこうと、このような算段をちょっと考えていきたいと、このように思っております。

秋山委員

今、学校関係、小学校も、中学校も、かなり一生懸命で学校だよりというのは、地域にも回覧板で回っていますし、かなり力を入れてきているわりに、父母の目には見ているのだろうけれども見ていないというふうに感じるのは、これだけ一生懸命何とか子どもを育成しようというふうに努力しているのだけれども、なかなか家庭でできる、親の方が日ごろ忙しいためか、日曜日ぐらい子どもと一緒に遊んでやりたいというので離さないのか、このところが難しいというふうに感じております。何とかそういう努力を続けられて、本当に子どもだけではなくて、先ほど本当に教育長がおっしゃったように、子どもを通して学ぶ姿勢は、すばらしいそのとおりだというふうに感じます。やはりたくさんの中で切さたく磨いて成長していくという部分も、親子に学んでもらいたいものだというふうに感じております。

アーティストバンクの設置について

佐藤議員の一般質問の中で、文化・芸術に関していたしました。その中で、アーティストバンクを設置したいというふうにご答弁をいただきました。それで、今後、どのような形で検討され、進めていかれるのかという部分でお聞かせ願いたいのですけれども。

(教育)生涯学習課長

どのようなものを検討してつくっていくかということでございますけれども、アーティストバンクということで、人材バンク的なものを、今、考えてございますけれども、市内のアーティストからどのような情報を集約しまして、それをどんなバンクの制度につくっていくか、あるいはそのつくったものをどのように活用していくかといったような検討が、今後必要になるかと思っておりますので、関係団体、例えば小樽市文化団体協議会、6,000人くらい、今、構成員がございまして、さらに広い分野にまたがってございまして、こういった団体と相談・協議いたしまして、これから検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

秋山委員

形的にはその文化団体協議会の中にそういう部分を設置していただいてという方向がよろしいのかどうか、そちらで検討していただくことなのですけれども、このぐらいまでという目途というか、目標を定めて進んでいただければありがたいというふうに感じますが、いかがなものでしょうか。

(教育)生涯学習課長

まだ緒についてございませんので、どういう形というのはございませんけれども、ただ広く市内の各分野にまたがるアーティストを網羅しながら、充実したものをつくるということを考えますと、一つ例えば公募して登録制にするとかいったことも考えられるのではないかとこのように考えてございます。

秋山委員

その場合は、市は教育委員会の中で部署を設置するという形を考えられているのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

そのあたり、まだ全く検討といたしますが、関係団体と話を持ってございませんので、その中で、今、委員の言われたことも、いろいろどういうふうにしたらいいかということを検討してみたいと思っております。

秋山委員

今日の新聞でしょうか、道新に、敬老の日の催し、今までのようにあいさつが多くなって楽しかったという、催し中心の市民とともにという形が行われて、たいへん好評だったという、そういう記事が載っておりましたが、

やはり聞くというのではなくて、身近なアーティスト、地元のそういう方等を活用しながら、身近に文化・芸術に触れながら、お互いに意識を高めていくという方法を本当に早くつくり上げていただきたいというふうに考えております。何とか一日も早い方向性に進んでいくことを希望して終わります。

教育長

アーティストバンク、セミプロとかプロというのはあまり意識しないです。例えば文化活動に熱心に参加されている方、グループでやっている方をいろいろ考えて、まず名簿から作成していきたい。幸い、来月から翌月にかけて、小樽文化祭があります。短歌だとか、てん刻や盆栽だとか、あるいは音楽だとか、絵画だとか、いろいろな形の団体活動がありますので、そういう身近なところから目を向けて、市民の中で、ああ、こういう活動があるのだということを知っていただくことが大事だと思いますので、そのことも視野に入れながら、アーティストバンクというふうに考えています。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木（勝）委員

何点が報告にかかわって、質問させていただきたいと思います。

行政改革実施計画について

1点目は、秋山委員も触れていましたけれども、行政改革の関係をお伺いいたします。

毎回私の方も聞いているのですけれども、これは秋山委員のときに話がありましたけれども、16年度以降に着手するという表現がいいのか、このまま16年度から18年度の中で見通しなのです。見通しの部分はどうかということ。その具体的例としては、まず一つは前にも聞いているのですけれども、国際交流の関係なのです。国際交流の関係を業務の見直しということで、この3年度と。これのデータというか。

（総務）田中主幹

今回の資料につきましては、15年度の実施状況ということでございますけれども、第1回定例会の部分で引き続き3次改訂の部分の説明をさせていただいたのですけれども、こういう形で、今回、49項目でやっておりますけれども、この中で実施できなかった部分についても、必要性があるものについては3次に引き続くもの、又は実施済みのもので落ちるもの、さらにこの項目の中で継続項目、3次改訂は50項目になっておりますけれども、今ある中で20項目が継続して項目に残っているものもございまして、例えば事務処理方法の見直しですとか組織・機構の見直し、職員数の削減ですとか、遊休資産の活用ですとか、民間への業務委託の推進、そういう形で3次改訂以降に引き継いでいるものもございまして。その中で、今、国際交流の関係がございましたけれども、この部分につきましては、この項目にあったものは、民間への移行という形の事務局提案部分も含めて、そこを目指してこの項目に入れたのですけれども、その中では今後3年間の部分、今までの取り組んでいる部分では、その中での移行は難しいだろうということもございまして、ただ取組としてはいろいろ情報誌等の発行も行っておりますので、その移行は実現できませんでしたが、取組はある程度進めている。けれども、3次改訂の部分の3年間では実施は難しいので、3次改訂の項目からは国際交流の部分は落ちる形になっております。

佐々木（勝）委員

それを確認しました。

それから、共通する部分がありますので、39、40番にかかわるうち遊休等の資産の活用、処分の土地、この実態の裏付けについては次のページにありますように、平成13年度は2,000万円、平成14年度は2億1,000万円、平成15年度は200万円、こういうふうになっていますね。それで、恐らくそうだと思うのですけれども、平成14年度のそうした部分は、学校の関係ですか。

(総務) 田中主幹

14年度につきましては住吉中学校の跡地、その部分が金額的には大きいです。それで、15年度につきましては、職員の独身寮の跡地、その部分の処分ができましたので、この部分が金額が大きいということになっております。

佐々木(勝)委員

その辺に関してなのですけれども、できるだけ処分をすることが、今の財政事情からすれば望ましいというか、考える基本になるのだろうということだと思います。それで、ここには16年度から18年度は出ていないけれども、既に、今、手をつけているというか、そういう具体的な部分を別にして、知らせてもらいたい。

(総務) 田中主幹

引き続き16年度からの部分につきましては遊休等資産でございますけれども、今のその3年間で処分可能な大きなものについては想定できないので、入れてございませんけれども、15年度も、16年度、今年度も取り組んでおりますけれども、財政部で所管しております例えば貸付地の売却ですとか、あとは建設部関係で一部所管している土地の売却、こういうものがだいたい通年ベースで1,000万円程度というもので経過している部分もありますし、今後も年次的にその約1,000万円程度を目標に、その貸付地等を中心に考えて売却を進めていくという形で、当面3年間の部分を考えております。

佐々木(勝)委員

その下段の40項目、民間への業務委託の推進、市長も含めて民間でいいものは民間でということではありますね。これは継続していくのだろうと思うのですが、着実に手を打っているのかという感じもするので、これもあわせて、16年度以降について手がけていくというものがあればお知らせください。

(総務) 田中主幹

16年度以降、民間でできるものは民間でという形で、いわゆるガイドライン的なものも設けまして、業務すべてについて、小さなものから大きなものまで、費用対効果を考えて進めていくということでもあります。ただ、現段階で、16年度の部分で議会等にも示しておりますけれども、これは小樽病院の病院給食の民間委託とか、今、具体的に動いている部分もございますし、今までの答弁の中で、時期はまだはっきりして、3年間の中でどうなるかはあれですけれども、例えばごみの収集・運搬等、そういうものの拡大ですとか、そういうものについては今後3次改訂の中で、実施時期を含めて、今後検討部分がありますけれども、主なものとしてはそういうものを想定しております。

佐々木(勝)委員

それでは、この項の最後に、43番目にある施設の有効活用。私どもは財産を有効に活用していこうと、こういう基本的な観点に立ちますから、その部分で検討と。将来の検討会議のことをこれは指しているのか、この検討というのは具体的に何をどう。

(総務) 田中主幹

市で使用している施設はさまざまなものがございますので、例えば今までの2次改訂の中で具体的にどういうものがあつたかということ、例えば自然の村公社での森の学校の開設ですとか、又はパークゴルフ場の時間延長、そして図書館の時間延長ですとか、それぞれの中で時間というものですとか、例えば利用客の利便性を高めるような取組ですとか、そういうものも含めて、今後、知恵を出しながら、項目として残っておりますので、今後また原部の方で、さらにそういうものを検討して進めていく部分でのかなりまた出てくる部分かというふうを考えております。

佐々木(勝)委員

シックスクール検査について

シックスクール検査について、先ほど、結論は今年で完了したと言いきってしまっている部分はあるけれども、そこでちょっと質問するのですけれども、対象教室の箇所、特別教室は音楽室、図工室、図書室、パソコン教室

という、四つばかりこうなっているけれども、最終的な対象にするのに理科室が入っていないというか、対象にならないのは何か理由があるのですか。

(教育)学校教育課長

理科室が入っていないというのは特段の理由はございませんけれども、私どもの方で文部科学省の方で示されている普通教室、それから音楽室、理科室を含めた図工室とありますが、そういう考え方をとってございまして、あとパソコン室、それから屋内体育館というふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

ということは、これはあまり利用されないという、そういう意味とはまた別の意味ですか。文部科学省の基準にそういうものがないからという、そういうことでございますけれども、やはり丁寧にやるとすればそういうところまで、つまり役所としては拡大判断しましてね。

それから、この問題については、昨年、一昨年含めてやりとりをやってきた部分がありますけれども、この結果を見てどういうふう感想を持ちますか。

(総務)学校教育課長

平成14年から2か年、校数は少なかったのですけれども、やってきました。その結果、出ていない学校が非常に多くてというか、8校のうちの2校ぐらいしか出ていないわけですし、あと6校は出なかったもので、今回の検査の正直な感想としては、これほど多く出るとは思ってもみませんでした。ですから、この結果を見て、非常に今回の異常な夏の暑さということが相当左右しているのだというふうには感じております。

佐々木(勝)委員

それで、そのことで解決策は何かというと、いわゆる換気が最大のポイントだと、こういうことでありますね、夏は。それでお聞きしたいのですけれども、この夏の暑い時については、文字どおり換気をしてあげよう。これから冬に向かいますよね。閉めきっている状態で温度が高くなる、それで発生してくると、こういうことにつながってくるのではないかとこのように思いますから、この冬の対策、これはどのような方策を考えるか。これは余談ですけれども、インフルエンザの場合は、暖まった空気で感染するわけですから、窓をあけて、空気の換気をすることで感染を防ぐと、こういうようなことがありますけれども、その辺のことを含めてお聞かせください。

(教育)学校教育課長

冬場については、確かに窓をあければ寒いということがございますので、原則的には10分でも5分でも、冬でも、授業時間はちょっと無理なので、休み時間に窓をあけていただければ、かなり軽減はするというふうに思っています。それができない場合、廊下側の換気口だとか、それから換気する小窓があると思いますけれども、そういったものをあけていただくとか、それとも休み時間中にドアをあけて、空気の流れをよくすると思いますが、そういう形でやっていただきたいなというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

そういうことを含めてこの夏にとった調査ですが、できれば全部とは言わず、冬の部分の調査も一度は仕掛けてみるとかということが必要ではないかというのを私は感じるのです。その辺のところを検討していただければと思います。

(教育)学校教育課長

先ほど秋山委員のご質問の中で、今後はしないというように、私、言いきってしまった部分もございまして、ここしばらくはしないという意味で申し上げたのですけれども、ただ臨時の検査だとか、それから子どもにシックスカールの症状が出たとか、そういった場合については、当然検査をしなければなりませんので、たいへん申しわけございませんけれども、先ほどの答弁を修正させていただきまして、ケース・バイ・ケースでやっていきたいというふうに考えてございます。

佐々木（勝）委員

でない、これでじゅうぶんその症状が出ている子どももいるわけだから、1回きりでもうあとは知りませんという、今までシックスクールを感じ取っている保護者なども、市がこれだけ丁寧にやっていることとかを評価しているわけですから、この後に続きますけれども、やはり転ばぬ先のつえではないけれども、予防的なことがやはり大事だという感じはするので、よろしくをお願いします。

台風18号の被害状況について

それから、次に台風18号に関連して、防災計画の見直しについてお伺いします。

まず今日もらったデータの部分ですけれども、先ほど担当の方から、この調査は、まだ今集約の途中ということでありましたから、私も地域にいて、できるだけ細かい部分も点検してみようということで、毎日のように少し見たりした中でやっているのです。そういうことで考えていったときに、圧倒的に屋根のトタンののはく離や家屋関係が多いけれども、その他も109件あるわけですね。このその他の内容がわかれば。

（総務）高野主幹

市民からの苦情の中で、例えばトタンが飛んでいるだとか、いろいろ災害状況に応じまして、今の分類にできないような調査が多々ありましたので、それらの部分をその他で整理させていただいています。それからまた、非住家、人が住んでいないような施設などで空き家というか、現に住んでいないもの、古いものなどで壊れたりすると、その他で整理されております。

佐々木（勝）委員

細かいのだけれども、窓ガラスとか窓枠に関することですけれども、こういうようなものは、きっと受けた方は小さいことだから、もちろん民間からの通報によって、それを大きなことということよりもけっこうあるのです。窓ガラスが割れている、そういうことなどもあるものですから、点検はきめ細かくすることに日にちがかかるかと、こういうふうに思っているのです。

それで、住宅半壊、全壊、一部破損、その他、この内容についてわかれば教えてください。

（総務）高野主幹

当初は、屋根のトタンののはく離だとか家屋関係ということで、民間の施設を市民の方から通報いただいたり、調査してほしいということ、あるいは、今、助けにきてくださいとかというお願いが来たものもあります。それを整理した中で、資産税対策として、台風に絡む部分と建物に絡む部分などを含めまして、それを抜き出しまして、それを調査に行きました。それで、その中で住んでいる家につきましては、全壊だとか、半壊だとか、一部損壊ということで区分しています。それから、人が住んでいない施設などにつきましては、全壊と半壊、あとその他の部分、物置だとか、そういう部分などについても、そういう整理をさせていただいております。

佐々木（勝）委員

塀の関係というのは、この中に入るのか。

（総務）高野主幹

その部分は、その他ということで整理させていただいています。

佐々木（勝）委員

それでは、その次の負傷者の関係。負傷者41名、保健所・消防本部調べ、救急出動を含めて、これが多いか少ないかというのは後で質問しますけれども、この41名の負傷の程度について伺います。

総務部長

41名の状況ですけれども、この41名は消防とか保健所の調べで41名ということで、そのうち救急出動での搬送11名の内訳としては、重傷というのは3週間以上入院を要するものということで2名、それから1週間程度の入院を要するものが4名、あと軽傷5名です。そのほかの30名については一応軽傷です。

(総務)高野主幹

41名のうち、重傷とそれ以外ということで、病院関係のものを調べさせていただきまして、消防の方についてはそのようになっています。消防を含めましてやっている部分でいきますと、41名のうちの入院が13名、そのうち重傷が11名ということで押さえています。

佐々木(勝)委員

私の聞きたいのは、わかりますね。実際、その程度の部分はそれでいいのです。だけど、よって来る原因というのがある。私も点検していて、風にあおられて、ある程度の年齢の方が信号機のところでどおんと倒れていくのです。そういうことと、それからこういう心配を逆にする人がいて、自分は屋根が飛んでいったというか、屋根というのがはがれていったのだと。わあっと木が行って、人に当たったとか、その負傷の原因なのです。その辺のところを把握されているかどうかということ。

(総務)高野主幹

消防の救急車で搬送した重軽傷者につきましては風で倒れたとか、ベニヤに当たってけがしましたとか、トラックのドアを押さえて、それがどんと来たという厄災等は押さえていますが、病院関係については入院状況でのデータであるということで、数字的な押さえ方しかしていません。ちょっと具体的なことは押さえていません。

佐々木(勝)委員

札幌市の街路樹の関係で、相当のけがをしたと。それから見ると、小樽市の被害は少ないというか、少しはいるけれども、程度の違いがあるのかという感じがしましたけれども、このあたりのところの今後の対策といたしますか、傷害の程度といたしますか、その辺のところを課題になるのかというふうに思いますけれども、それでこのところでもう一つ、市の所管施設の実態、倒木がありますね。倒木をした公園街路、小中学校のグラウンド、1400本ということで、被害に遭っているのは、倒木は学校の内部、それを除くのか。2次災害ではないのです。その倒れたものが民家の方に行ったもの、その補償はだれがするのかということになったら、今問題になっているのではないかと。そういうふうに考えていって、いろいろな試算データとか対策や制度がありますということだけでも、そういう2次的なものを受けたこの災害もこれからのことになるのかと、対策はどうするのですか。

総務部長

市の施設、又は管理するもので、ほかに民家なり車なりに傷をつけたというのが、やはり何件かございます。基本的に、この台風というのは予測できないということで、責任というのは極端に言えないという考え方が一つあるのです。しかしながら、管理状況、常に周辺の人で倒木の危険があるから早く何とかしてほしいとかという、そういうふうにいるいろいろな言われているのを放置して、それが今回の台風ではなったというのは、これは管理責任を問われる、こういうこともありますので、ケース・バイ・ケースということもあるのです。ですから、そこら辺をじっくり話して、管理責任を問われるものについては、基本的には当然損害を与えたのであれば、市の方でその対応をするという考え方で、今、各施設には指示を出しています。

佐々木(勝)委員

そういうところで、何かあったとき、それにかかわる損害保険みたいなものは一応掛けているのですか。

総務部長

ただ、その保険も、今言ったように管理状態といたしますか、市の管理状況によって保険が適用になるか、ならないかという問題がありますから、保険は当然掛けてはいます。

佐々木(勝)委員

台風時の停電について

もう一つは停電の関係なのです。一番大きかったのが、学校でいうと忍路中央小学校。2日ぐらいということで、このよって来る原因というか、このところが委員会の方でも押さえているという話ですけれども、停電になっ

てしまって勉強ができないということになったわけですがけれども、この関係のあたりは、北電との関係で停電ということですがけれども、聞いてみたら、忍路の地域はいわゆる余市管轄だということがわかりました。だから、ここから発信しているとするのだけれども、北電の方が管轄が違うので、機敏に対応できないのかと、そういうことがあるので、対応策というか、これについて分かっていたら、教えてください。

総務部長

北電の関連はいろいろ答弁させていただいてはいますが、今回、北電の原因というものはご承知かと思います。北電としても全く予期しない、それで災害に遭ったところも、どこが箇所、どこがその原因でというのが、なかなか広範囲にわたっていたので把握できなかったと。そのほかにいろいろと住民からの問い合わせが殺到して、市の防災との連絡もままならなかったと、これが大きな原因です。ですから、もし所管が土木部ということではなくて、停電の状況が、復旧の見通しが、例えば今日の夜とか、明日の未明とかということを経験で発信できれば、皆さんの不安も解消できただろうと思います。ですから、市としてなかなか電話が繋がらなかったものですから、直接行って話をし、ちょっと遅くなりましたけれども、周知するという方法をとりましたので、それをもっと早く何らかの方法がとれたのではないかという、それは全く反省していますので、今後の対応としては、その状況をどうするかということを検証していくということになるかと思っています。

佐々木（勝）委員

防災計画の見直しについて

そのことで、この部分についての状況報告を受けての質問のやりとりはこれで置いておきますが、結論からいきます。

今回、台風18号による被害の状況を、大きく言えば総点検する時期だろうというふうに思います。時間をかけてというふうに言いますが、しかしめどというのは、恐らく例年であれば9月から10月にかけて台風が来るわけで、それを前倒して早く来ているわけです。そういう例もあるから、やはりもたもたしてはられないのだろうというふうに思うので、これを検証し、防災計画の見直しと、こういうところに行き着くのだろうと思いますけれども、私の方で受け止めているところは、行政も、民間も、それから市民も、やはり情報は早い方がいいわけですから、早くそれに対応する、処置ができるということから考えていけば、機敏な対応が市民にとって安心のできるまちという、また、役所も含めて対応してくれるのだということが来るものですから、そういう面で考えていけば、私はこの防災計画は、起きてから措置をするということよりも、予防計画というのが、防災上災害予防という、このところを少し見直してみるというか、これにも書いていますよね。しかし、風対策がなかったからという、その部分ではないけれども、やはり予防が大事なだろうというふうに思うので、できれば災害に強い小樽のまちづくりというイメージをつくるためにも、ハードとソフトの両面から考えて、対策を講じてもらいたいというふうに思うのです。

そういう面で、どちらかというハードの面は、今みたいに気をつけていると思いますけれども、確かに市役所庁舎だって、この間、4階、5階の床が揺れている状態で、それでも我慢してやっているということだけれども、これをとって、やはり必要なことは必要な部分で考えなければならぬと。工夫して物事をするとか、こういうことは、みんなで。そういう面では逆に災害の予防計画をしっかりと見直してほしいというふうに思います。その辺について。

総務部長

見直しの主なものとしては、今回、防災計画はほとんど地震というのが主体になっていて、風の記載があまりなかったということなので、風についてどうするかということは見直ししていこうと思っています。それで、予防というお話ですが、予防は、基本的には住民の方々に予防、常日ごろの周知はやってきているわけですが、今回ちょっと私思ったのは、そういう常日ごろの予防も確かにそうなのですが、実際に起こったと

きに住民にどうやって周知するかと、どうやって対応してもらおうかということが一番大事だろうと思っていますので、その実際に起こったときの対応を、では重点的にどういうふうなやり方をしたらいいのかということを一に検証していきたいと思います。災害は明日来るかもわかりませんので、早急に検証の作業には入りたいと思っています。

佐々木（勝）委員

それでは、そのことで、ここに修正に当たったの基本方針という中身で、みずからの身の安全はみずから守る、それから自分たちのまちは自分たちで守る、こういうキャッチフレーズがあるわけです。それだけに、なおかつここに出てきている自主防災組織というのか、このやりとりはやるのだけれども、今回みたく自主避難したはいいけれども、その後の手だてがどうも失っているということを考えれば、この計画の中で自主避難という用語、文言というのはあるのですか。

（総務）高野主幹

防災計画の中には避難勧告指示という部分はあります。法的にも、災害対策基本法でも勧告指示はあります。ただし、自主避難という用語はありませんで、それに対しては、あらかじめ住民の方に自主避難の重要性を周知するようにというような形の自主避難という、通達の方では出てきますけれども、法だとか私どもの地域防災計画ではありません。

佐々木（勝）委員

義務教育費国庫負担金の削減について

ご存じのように、三位一体改革で税源移譲の問題などについて、地方六団体が個別にやり合っています。それで、三位一体改革で地方六団体が国庫補助負担金に関する改革案を示しましたが、この改革案について取りまとめの経緯といたしますか、それがわかれば教えていただきたい。

それから、六団体が国庫補助負担金等に関する三位一体の改革案を示しましたが、この概要といたしますか、この説明をお願いします。

（財政）財政課長

まず、今回の六団体の改革案の経緯でございますが、まず最初に5月28日の経済財政諮問会議で、三位一体の骨太の方針をまとめるに当たって、小泉首相から税源移譲の額、税金の額を示すのと、地方六団体の方にまとめてもらおうではないかという発言がありまして、それを受けて6月3日の経済財政諮問会議の案では、それらのことが入れられました。そして、6月4日に閣議決定された骨太方針では、税源移譲と国庫補助負担金改革の前提として、地方団体に対して、その具体的改革案をまとめるように要請して、それを踏まえ検討するということが明記されました。その後、6月9日に、内閣府から地方六団体に対して、これは口頭ですが、今の骨太方針に基づいて具体案を出してくれという要請がございました。この後、6月、7月にかけて六団体の会長を中心に、それぞれの事務局が、去年の段階で知事会と市長会は一定の案を出していますので、それらもつき合わせて、事務作業をして、新聞報道でもありましたが、8月17日から19日にかけて、市長会、町村会、それから18、19日には知事会ということで、それぞれが機動的にその改革案を了承して、8月24日に六団体の会長が首相と会って、改革の前提条件というのをつけていましたので、その前提条件に対して一定程度前向きな首相の発言がありましたので、それを基に出したということです。その後9月3日に、これについては閣僚会議がございまして、その中でも、小泉首相からは政府としては真しに取り組もうという発言があり、7日には、今度は大臣会合というものが政府の方で持たれました。各大臣が集まって、官房長官を中心に意見交換をしたと。直近ですが、9月14日に、改革案提出の前提となった協議会が開かれまして、その中で地方六団体が改革案を説明して、政府といろいろ意見交換をしたという状況でございます。

佐々木（勝）委員

この改革案に関する市長答弁もあるわけですが、もう一回確認したいのです。市の見解というか、市長がご答弁されましたけれども、これをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、当然、これまでも市議会も含めて各地方の委員会が、義務教育費国庫負担金の廃止については、これは存続を求めているいろいろやってきたわけです。それで関係しますので、一応方向性としては廃止しますということをもう打ち出しながら、今、進めているわけですが、この義務教育費の負担廃止にかかわる部分について、市の見解と教育長の見解をお聞かせください。

財政部長

市の見解ということで、市長も本会議でいろいろ答弁させていただいております。これは地方六団体といいますが、いわゆる地方にあって地方ではない都市も入っているような六団体でもあるわけですから、これをまとめるというのは、地方として非常に大変な努力が要ったと思うのです。基本的にこれを市長が述べておりますけれども、いわゆるこの改革案の観点というのは小異を捨てて大同につくということは、これは全国市長会の金沢市長もおっしゃっていることなのですが、まずこの観点だということが一つあるということで、この改革案は地方からの非常に強い姿勢を表したものだというふうに言っておりますし、当然、市長もそう考えております。

今、財政課長が申し上げましたけれども、これからいろいろな作業の場に入って行くわけですが、前提条件として国と地方の協議機関をまず設けてくださいということから、実は改革案を提出するに当たっては始まっているのです。最初、六団体の長が小泉首相に会うときに団体の判についていない文章を持っていったのです。それで、国と地方の協議団体を設けてもらうということが前提だという話の中で、嫌だと言われたら出さないで帰てくると。けれども、わかったというのだったら、判のついたものを正式に出そうという、そういうところまで考えて行って、持っていったものでありますし、実際、今もいろいろ国の進めていることが何だと言われておりますけれども、これから地方の意見をこの予算編成においてどうやって反映されてくるかと、そういう厳しい状況に、地方としてもある意味では追い込まれるかもしれませんけれども、いずれにしてもこの三位一体というのは、地方から見れば、平成12年ですか、地方分権一括法がスタートして、この地方の自主・自立というものを確実になし遂げるためには、きちんとした税源移譲なり、そういった裏打ちがないとできないのだから、それをやってくれということから始まっていますから、そこを確実に地方分権の理念が遂行できるような裏打ちというものをいただきたいというふうなことで考えております。したがって小樽市としても、そういう改革が進められるというようなことで、当然、期待しているというのが、まず一つこの小樽市の見解だと思うわけです。

それから、今の教育費の国庫負担の関係ですが、これについても、この17、18年度の地方の改革の第1期と言っていますけれども、この中でいわゆる3兆2,000億円の見直しということをやっている中では、地方にとっても社会保障費関係というのは、これをやられると非常に困るわけです。ですから、それはもう何としても避けたいと。あるいは公共事業の関係についても、いろいろ建設国債の問題とかあるものだから、これについても部分的には取り入れるけれども、なかなかこれを全面的に出すわけにもいかないという中で、実は小中学校の教職員で2兆5,000億円でしたでしょうか、それだけ国庫負担があるわけです。だから、国全体で20兆4,000億円ぐらい国庫補助負担金があるわけですが、その中でも2兆5,000億円という、教師の関係の部分があるものですから、何としてもこの3兆2,000億円を実現するためには、それにやはり手をつけなければいけないというのが一つありました。ですから、全国知事会の中でも非常に大激論が交わされたわけです。最終的には、この改革案の中にも附帯意見といいますが、いろいろな知事がいろいろな意見を附帯的につけておりますし、その中でもやはり教育費の関係についてもついているわけです。ただ、そういった激論を交わされて、何回目か整理されて、地方として出したものから、そういう意味では、先ほども言いましたけれども、やはり小異を捨てて大同につくというような立場の中ではやむをえなかったのかと思うわけです。

一方では、ただいろいろな部分で、きちんと法律にこういったものは明記してくださいとか、それから法令的に

責務をきちんと指定してくださいとかということも、この改革案の中ではきちんとっておりますから、確実にやはりそういうものも履行されるというのが、我々としての考え方に一つあります。

それから、いずれにしても、どちらにしても、子どもたちの教育の機会均等ということが、これはもう基本的なことでございますから、まずそういうものがきちんと守られていくように、その裏打ちされるような地方にとっての税源移譲だとか財源の確保と、こういうものがやはりなされなければならないというふうに思いますから、そういった中で、国と今までどおり都道府県市町村というのが一体となって、きちんとした義務教育が着実に遂行されていくように、そういうような形で考えていかなければならないのではないのかというのが市長としての考えでございます。

教育長

地方六団体と、それから関係閣僚の間では、中学教職員の負担額を若干下げるという方向で議論がされて、北海道の高橋知事は、教育は最後でやる、しかし中学校の減額は避けられないだろうと、そうっております。しかし、各市町村、都市の教育委員会全部と、それから校長会、教職員団体、関係する教育関係の人たちは、やはり義務教育費国庫負担金は堅持するという形で決議を、7月23日、札幌厚生年金会館で全道一致で決めております。そして、文部科学大臣も、まだ態度は変えない、これは死守したいとっておりますので、私ども教育関係の立場では、その流れは注目しつつも、現在、私たちの要請は変えないという立場に立っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

-----  
上野委員

小樽グランプリ構想について

今日、冒頭に企画政策室から、小樽グランプリ構想の特定地域プロジェクトチームの会議についての報告がございました。これは6月に内閣総理大臣から認定されました、この地域再生計画に基づくプロジェクトチームでございますけれども、私もちょっとこれに関与していますので、このように認定されたことに対して、たいへんうれしく思っている次第でございます。しかし、実際に動くのはこれからでございます、特にこの最後に書いていますけれども、小樽グランプリ推進協議会では、電気自動車を使った公道レースをまずやっていくことが、このプロジェクトチームの向かう第一歩だということで、今、意欲的に各管理担当が調整を行っております。本来ならば本年中に行う予定というふうに私も聞いておりますけれども、なかなか難しい面があると思っておりますけれども、一応、企画政策室としてはどのように考えているのか、答弁をお願いします。

(総務)企画政策室迫主幹

今、電気自動車のレースの件についてのお尋ねがございましたけれども、一つに公道を使ったレースでございますので、道路使用の許可につきましては、交通管理者である小樽警察署長が許可するわけですが、警察署長は通達に基づきまして道路使用許可をいたします。この通達の中には、おおむね三つの条件をクリアしなければならないということになってございます。一つに、道路を閉鎖してレースをやります。一定期間あるいは一定空間を閉鎖してやりますから、市民生活とか経済活動に支障を来すこととなりますので、地域住民とか、あるいは道路利用者の合意形成を図りなさいということがございます。それから、二つ目には、沿道とか車両の安全性を確実に図りなさいということがあるだろうと思っております。それから、三つ目につきましては、公益性があるかどうか。レース自体、公益性を有しているかどうかということ、この三つを確実に図られるようにしなさいということですから、私どもといたしましては、これら三つの条件をクリアしなければならないということと、さらにこれまでマラソンですとか、先日のツール・ド・北海道などもそうですけれども、交通規制につきましては一定期間、周知期間をとることになっておりますから、そういった期間を勘案いたしますと、やはりレースの開催までには一定の時間は要

するのではないかとこのように考えているところでございます。

上野委員

外部団体との折衝等もたくさんあると思いますけれども、最低限度、小樽市市内の各部局といろいろな関連性が出てきますので、その辺、あそこの部に行ったらこれはだめとか、あちら側は賛成とかというようにならないように、私も前に質問しましたけれども、大きなこれからの夢のあることとございますので、最低限度、庁内部局の中では一致団結してこれに取り組むというような方向性を示していただきたいのですけれども、総務部長お願いします。

総務部長

このグランプリ構想は立ち上げてから、市の推進協議会も市長もかかわってやっているということで、市としてもたいへん有意義的なものだと思って進めていますので、当然、庁内ではいろいろな規制だとかがあって、各部によって難しいというふうに発言するところも出てくるかもしれません。しかしながら、市として先ほど言ったように、市長もみずから推進しようとしていることですから、じゅうぶんそれを調整して、とにかく早く実現できるように努力していきたいというふうに思っています。

上野委員

次に、今回の台風の件でございますけれども、各委員の方から、本当にもうきめ細かい質問がございまして、私から何も申すことはございませんけれども、2点ほど。

F M小樽と防災との関連について

1点は、やはり市民が今回一番助かったのが、F M小樽の放送なのです。私も去年ですが、F Mの助成金を少なくしろなんて言ってしまって、今回はもう頭にこびりついて、悪かったと思っていたのですけれども、本当に地域の放送というのが生かされていたのではないかとというような、消防署の方も本当に広報もしましたけれども、各家庭では、F Mを聞いたことのない人も今回は聞いたというような、あれが逐一入ってきたというので、そのF M放送と防災の方はどういう関連性を持ってやっていたかということ、ちょっとお聞かせください。

(総務)高野主幹

F M小樽とは災害時の協定がありまして、私どもで緊急時には災害情報を伝えるだとか、直接放送に出るとかというシステムは構築しております。今回もF M小樽からの問い合わせ等で答えて、情報提供するだとか、あるいは晩の北電の停電状況などについても、また、市の方で報道依頼をして放送していただきました。

上野委員

本当に地域のこの報道に関して、やはり唯一の地域の放送機関というか、ニュース機関をこれから大いに活用というか、本当に活用していかねばならないのかというように思いましたので、これは防災だけではなく、いろいろな面で手を結んでいくことがベターではないかと思えます。

台風18号に対する消防団の活動状況について

もう一点、消防署の方に聞くのですけれども、これは予算特別委員会でも出たと思うのですけれども、先ほど消防のいろいろな報告書、資料等もいただきまして、特に本当に2日間の広報の活動というのは、もう一目りょう然、この表を見ると、さすが小樽の消防署と思って、私も感激した次第でございます。非番の方も、もちろん非番は何かあったら出るということになってはいますけれども、やはり日ごろの訓練がこのように生かされているのではないかとこのように思っていますけれども、小樽には消防団という大きな組織がありますので、今回のことにつきまして、消防の方と消防団との関連性とか、どういうふうに連携をとったのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

(消防)中村主幹

今回の台風18号に対する消防団の活動状況についてでございますが、まず消防団の方に連絡いたしましたのは、

9月8日10時50分に、団長、副団長、各分団長に対して、台風18号に対して待機するよう、消防団の非常時連絡網におきまして指示いたしました。その後すぐ11時に、消防本部より消防団に対して市内パトロールの実施依頼がありましたので、再度、団長に連絡し、団長より各分団長に対してパトロールの指示がございました。そういった中、第1分団から第18分団まで約100名の団員の活動がありまして、先ほどから出ております屋根のトタンのはく離だとか倒木の撤去作業、また、パトロール等を実施しております。その中で市の施設関係でございますが、第15分団、これは銭函地区を担当しておりますが、銭函保育所の屋根が飛んで、2次災害のおそれがあるということで、建設部等でトタン等を整理したという情報が入っております。また、第11分団は赤岩を担当しておりますが、器具置場の屋根がすべてはく離したため、小型ポンプ等の資機材の保管・管理作業を実施したという連絡であります。10時50分に消防団の方に連絡いたしました。第1報の入ったのは、10時20分に第10分団、祝津を担当しております分団長から鯨御殿の屋根が飛んでいる、風が強くて手伝えることができないという情報が入りました。また、最後に19時、第9分団、これは高島地区を担当しておりますが、分団長の方から、停電した場所もあるということで、先ほど警防課長が話してありましたけれども、パトロール等を実施しているということで連絡が入っております。

#### 上野委員

小樽市内には消防団のほかに、例えば地域なら民生児童委員とか、数の固まった団体がたくさんございますので、今後、やはりそういう方にいち早く、本当にそういう組織というのはもうすぐ伝わるのです。町内会というのはなかなか伝わらないのです。町内会というのは難しいのです。会長に言っても、すぐ行くといったらなかなか難しゅうございますけれども、例えば地域の民生委員あたりは、その地域の会長に言うと、すぐその民生委員に伝わって、福祉の方に、こういう場合すぐ伝わる組織になっていますので、ぜひそういうことも含めて、今回のことに対していろいろな分野から、小樽市民のことでございますので、ただ役所の中心部がやるだけでは済みませんので、こういうことにおいてやはり小樽市内のいろいろな団体にいち早く連絡して、一致団結して協力を求めるということをご検討いただければありがたいと思います。これは要望でございます。

#### 文学館の拡大について

先ほど、小前委員からも文学館・美術館のいろいろアイデアに富んだご質問がございましたけれども、私は前から社会教育委員としてもいろいろやっていたので、いつも思っていたのですけれども、各都市に行きますと、その全国的に有名な名前の作家の記念館があるのです。文学館といっても、なかなか旅行に行ったら悪いのですけれども、調べてまで行くといったら、もうそれは、本当に自分でそういうことを勉強している方は行きますけれども、一般の旅行者というのはその都市に行ったら、だれのものがあるかかなり来る人間が違うと思うのです。小樽には伊藤整、小林多喜二という、本当にこれはもう全国的にトップクラスのネームバリューの方がいますので、そしてその収蔵もたくさんございますので、これが市でできるか、また、民間でできるか、どちらかはわかりませんが、そういうきちんとした冠をつけた伊藤整記念館とか小林多喜二記念館という、ここはもう伊藤整だ、小林多喜二だとわかる、そういうのをぜひ小樽に文学館を拡大して設置していただきたいという私の思いでございますけれども、いかがでしょうか。

#### (教育)文学館副館長

委員のおっしゃるように伊藤整、小林多喜二、小樽を代表する名実ともに小樽の作家であるという認識をしております。小林多喜二も、伊藤整も、実は小樽生まれではないのですけれども、幼いころから文学的な出発をするまで小樽におりました。2人ともに、自分の郷里、文学的ふるさと小樽であるというふうに言いきっております。

実は小樽文学館は、少なくとも小林多喜二の資料を非常に豊富に所蔵しております。そして企画、講座なども意欲的にやっているということは、ほぼ全国的によく知られております。認知されていると言っても構わないと思います。片や伊藤整の方は、これは必ずしも小樽というふうには思われぬという節もあります。ただし、伊藤整は伊藤整文学賞が小樽で出ていると。それから、名前を伊藤整の詩集からとったということについて、実はあまり

知られていなかったりするのですが、雪あかりの路というイベントも定着していると。伊藤整は来年生誕100年でありまして、館長と、今、話をしているのですが、来年は特別展をはじめ、連続講座なり、大小の企画なり、文学散歩なり、いろいろなことで伊藤整をアピールしていこうと。その文学賞と、それから雪あかりの路、観光課などとも提携していくということも考えていこうというようなことを話しております。こうすることで、小林多喜二、伊藤整ということ積極的にアピールしていきたいというふうに思っております。

ただし、その一方で、この文学館ができる時、これは民間の方々の発案で、民間の方々の努力によって、その資料などが集められた、そして開館に至ったわけですが、その方たちの思いの中には、小林多喜二、伊藤整というのはもちろんのこと、しかし小樽には2人をはぐくんだ豊かな文学的な土壌があると、そしてその中には有名、無名取りまぜたすぐれた作家たちがいると、それらの作家たちはやはり非常に大切にしたいという思いがあったというふうに聞いております。小樽文学館という名前にはそれぞれにその重みがあるというふうには、私もは受け取っております。ただし、委員のおっしゃることも、これはまことにそのとおりだと思います。折りにつけ、例えば小林多喜二、伊藤整をはぐくんだその文学のまち、小樽文学館、そういう言い方をしていくという、そういうようなことは、これから審議会の方たちにも諮って行って、積極的に行っていきたいというふうには思っております。

上野委員

今、副館長のお話、私もじゅうにぶんそれはわかっておりますけれども、もちろん伊藤整、小林多喜二、研究している方は全国にたくさんいますけれども、やはり一般の方たちはその冠に引かれて行く方も、横浜へ行ったら大佛次郎とか、いろいろな地区にあるもので、やはり尾道へ行ったら林芙美子の碑があるとか、そういう形で全面的に、これは教育委員会だけでなく、観光面・経済面でもございますし、やはりせっかくのこういう宝がありますので、ぜひそういう深いところは深いところで残して、広く浅く、広いところは広いところでPRするというのも大事でございますので、積極的な答えはなかったのですが、ぜひ将来に向けて考えていただければ。総務委員会でもうご答弁いただくのは、教育長、最後でございます、予算特別委員会でも変なことを私言いましたけれども、今日はその面でちょっと最後のお考えをいただければ、それで私の質問は終わりたいと思います。

教育長

文学館のただいまのご提案、副館長が答えましたように、いろいろと考える必要があるかと思いますが、一方、文学館と並立して美術館がございます。美術館も、もし例えば伊藤整、小林多喜二文学館というような存在があれば、中村善策美術館という、そういう声も出てくる可能性もありますので、そういう枠を総合的に検討してまいらなければいけないと、そういうふうに考えます。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時04分

再開 午後 5 時25分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第26号は否決、議案第37号は可決、陳情第41号は採択の討論をします。

今度の条例改正の元になっています地方税法の改正では、道・市民税、所得税増税のみならず、国保料や介護保険料も負担増となっていき、年金生活の高齢者の生活を直撃するものです。

また、生計同一の妻に対する非課税措置については検討を要するところですが、女性の賃金は69パーセントが240万円以下と言われています。

家計所得が低迷を続けている今日、非課税措置の廃止は適当ではありません。土地等譲渡所得など金持ち優遇税制であり、これらを基礎にしている条例の改正は認めることはできないという理由で否決とします。

議案37号につきましては多くを語りません。核廃絶を願う社会世論にしっかり呼応していきたいと考えます。

詳しくは本会議で述べますが、陳情についても願意妥当と認め、採択を主張して、委員の皆さん各位のご賛同をお願いし、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第37号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、議案第26号、陳情第41号について、採決いたします。

議案は可決、陳情は継続審査と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、議案は可決、陳情は継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。